# 台灣情報誌

# **大**

2011年9月 vol.846財団法人 交流協会 Interchange Association, Japan

日本企業の台湾進出対応

# 交流

# 2011年9月 vol. 846

目次	CONTENTS
日本企業の台湾進出対応······ (白石常介)	1
2011年第2四半期の国民所得及び経済見通し …	21
2011年第2四半期国際収支を発表	32
台北の歴史を歩く その9 台北二二八和平紀念公園周辺 ······ (片倉佳史)	34
【台湾台湾内政、日台関係をめぐる動向】 藍軍の分裂と民進党の副総統候補の指名 ······ (石原忠浩)	42
コラム: 日台交流の現場から 台湾 ~ これほど親日とは!	52
編集後記	54

- ※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、(財) 交流協会の公式意見を示すもので はありません。
- ※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、(財)交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

#### ● 交流協会について●

財団法人交流協会は、1972年(昭和47年)、日本と台湾との間の、実務レベルでの交流関係を維持するため、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育及び日台間の学術・文化交流等につき、各種の便宜を図ること、我が国と台湾との貿易、経済、技術交流等の諸関係を円滑に遂行することを目的として、外務省・通商産業省(当時)の認可を受け設立されました。よって、財団法人ではありますが、外交関係の無い日台間において準公的性格を有する機関であり、台北・高雄事務所は、それぞれ大使館、総領事館と同じような役割を果たしております。

# 日本企業の台湾進出対応

勤業衆信聯合会計師事務所 (デロイト トーシュ トーマツ 加盟事務所) パートナー 白石 常介



世界経済の中心は欧米からアジアへと移行しつつあり、そのアジアを牽引している中華圏の最先端を担っているのが台湾です。

台湾は、高いイノベーション能力、質の高い人材、完備したインフラ、安定した投資環境、健全な法治環境、豊富な資金などを兼ね備えており、アジア太平洋地域のロジスティクスの中心でもあります。

現在の日本経済は、各種要因により、かなり回復基調が遅れているように思われます。

特に、地方の中小企業の方々にとりましては、ビジネスの糸口をどこに見出したらよいのか、難しい 局面に遭遇している旨のお話も伺っています。

このような状況において、今までは日本国内でのみ展開してきたビジネスを、国外にも目を向けて活路を見出すべく考慮し始めているケースもかなり見受けられます。

先の東日本大震災に対し、台湾は短期間のうちに世界で一番多くの支援金を送りました。

12年前の台湾大震災の際に日本より多大なご支援をいただいたことを決して忘れることなく、そのご恩に報いるためにもタイムリーで相当額の支援を行うことは当然のことであると台湾の方々は思っています。

一般的に台湾はかなり親日的であり、日本を特別な存在として考えておられる台湾の方々は少なく ありません。

日本企業が経営リスクの分散も含め海外への進出を考慮した場合、台湾はまさに最良の進出先の一つではないかと思います。

そこで、将来的に巨大な市場となるであろうアジア、そのなかでも特に中華圏を目指した場合の台湾への進出につき、以下にて、一. 台湾の位置付け(P 2)、二. 台湾への進出方法および概要比較(P 2 - P 7)、三. 台湾への進出後の対応(P 7 - P10)、四. 台湾の会計・税務概要(P10 - P18)、五. 台湾進出における留意事項(P19 - P20)、の各項目ごとに説明いたします。

#### 一、台湾の位置付け

中華圏市場への参入を目指した場合の台湾の位置付けは以下のとおりです。



- 台湾は日本のモノ・
- ・台湾は華人としての
- ・中華圏ビジネス展開で差別化を図り、

サービスを積極的に享受

各種感覚を保有

競争力を強化

日本企業と台湾企業の 優位性を相互に補完

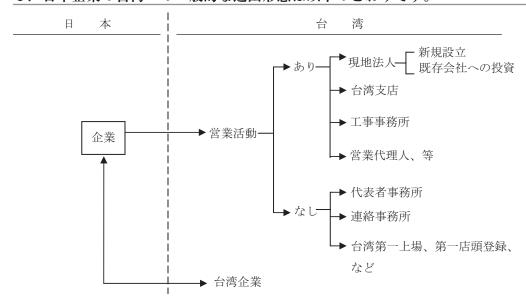
・台湾にて華人の消費者ニーズに通じた モノ・サービスを提供し、消費者行動や 社会成熟度など中華圏を先導する台湾にて 事業経験を蓄積し、その経験を生かして

・当事者間の相互理解および 信頼関係構築

- 中国市場への浸透が容易に
- ・中華圏、アジア向け市場開拓拠点としての活用 (戦略製品の開発、テストマーケティング拠点)
- ・ECFA(中台経済協力枠組み協議)締結により中台の経済 の一体化が前進し、台湾からの中国(中華圏)ビジネス が拡大
- ・中華圏での資金調達により、中華圏での投資、ビジネ スが拡大

#### 二. 台湾への進出方法および概要比較

1. 日本企業の台湾への一般的な進出形態は以下のとおりです。



・営業活動を行う場合:新規設立や既存企業への投資による現地法人、日本企業の台湾支店、請負契約 等の一定期間サービスを提供するための工事事務所、日本企業が台湾にて物品の購入・販売業務等を 行うための営業代理人の設置などによる進出形態あり

- ・営業活動を行わない場合:日本企業の本社のための法律行為や連絡事項などに限定される代表者事務 所、法律行為は行えず連絡事項などに限定される連絡事務所などによる進出形態あり、また、第一市 場・第一店頭登録などあり
- ・ちなみに、台湾に営業拠点を設置せず、日本からの貿易取引等の直接取引を行う場合もあるが、当該 取引については上図の下方にて表示

#### 2. 各種拠点の進出形態による概要比較

項目種類	FIA 株式会社 (*)	FIA 有限会社 (*)	台湾支店	代表者事務所	連絡事務所	工事事務所	営業代理人	FINI (**)
よく利用 される目的	事業全般	事業全般	事業全般	契約、入札等	連絡業務	特定契約工事	特定契約遂行	間接投資
会社法の扱い	設立登記	設立登記	設立登記	届出	なし	なし	なし	_
法人格	あり	あり	ありとみなす	なし	なし	なし	なし	_
営業申請 または届出	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり	_
統一発票 の使用	あり	あり	あり	なし	なし	あり	借用	_
最低資本金	なし	なし	なし	_	_	-	_	_
出資比率	100%可	100%可	_	_	_	-	_	_
株主数	2名以上 (法人一人株 主可)	1名以上	_	_	_	_	_	_
取締役数	3名以上	1名以上	_	_	_	-	_	_
監査役数	1名以上	-	_	_	_	-	_	_
責任者 (負責人)	代表取締役 (董事長)	代表取締役 (董事長)	支店長	所長	所長	所長	_	_
責任者居留 証必要性	なし	なし	なし	なし	なし	なし	_	_
営業項目 の制限	ネガティブリスト (***)	ネガティブリスト (***)	ネガティブリスト (***)	-	-	契約内容	契約内容	_
設置に要 する時間	1.5ヵ月前後	1.5ヵ月前後	1.5ヵ月前後	15 日前後	10 日前後	10 日前後	2 週間	2 週間
居留ビザ 申請方法	招聘と役員	招聘と役員	招聘	招聘	_	_	_	招聘と役員
台湾の法人所 得税 (2010年 1月1日以降 開始事業年度 より)	利益の 17%	利益の 17%	利益の 17%	-	-	利益の 17% または契約 額の 2.55%	主に利益の 17%	-
台湾での 納税方法	確定申告	確定申告	確定申告	_	_	確定申告	確定申告	_
日本での法人税	配当後に課税 (海外子会社 受取配当金不 算入あり)	配当後に課税 (海外子会社 受取配当金不 算入あり)	毎年合算課税	_	_	毎年合算課税	毎年合算課税	_
日本での 業績加算	連結決算上	連結決算上	個別決算上	-	-	個別決算上	個別決算上	-
不動産の取得	容易	容易	直轄市·県許可	不可	不可	不可	不可	_
			=1 1 In. \% =4					

<sup>\*:</sup> FIA - Foreign Investment Approval(外国人投資許可)

<sup>\*\*:</sup> FINI - Foreign Institutional Investor(境外外国機構投資者)

<sup>\*\*\*:</sup> ネガティブリスト-営業禁止、制限リスト 出所:「台湾ビジネスガイド」(デロイト台湾出版) より

## 3. 具体的進出手続概要

諸 手 続	現地法人 (約 1.5 カ月)	台湾支店 (約 1.5 カ月)	代表者事務所 (15 日前後)	工事事務所 (10日前後)
(1)会社名称および営業項目審査				
・「預査申請」	$\bigcirc$	$\bigcirc$	_	_
(2)外国人の台湾への進出審査				
・「外国人投資申請」	$\bigcirc$	_	_	_
・「外国法人認許および支店設立登記申請」	_	$\bigcirc$	_	_
・「代表者事務所設置申請」	_	_	$\bigcirc$	_
(3)海外からの以下の名目での送金				
・「資本金」	$\bigcirc$	_	_	_
・「登録運営資金」	_	$\bigcirc$	_	_
(4)上記(3)の送金審査	$\bigcirc$	$\bigcirc$	_	_
(5)組織設置登記				
・「会社設立登記申請」	$\bigcirc$	_	_	_
(6)所轄税務機関への申請				
・「営業人登記申請」	$\bigcirc$	$\bigcirc$	_	_
・「税籍番号取得申請」	_	_	$\bigcirc$	_
・「統一番号および税籍番号取得申請」	_	_	_	$\bigcirc$
(7)貿易資格登録	$\bigcirc$	$\bigcirc$	_	_

#### 4. 主な必要書類

必要書類	現地法人 (約1.5カ月)	台湾支店 (約 1.5 カ月)	代表者事務所 (15 日前後)	工事事務所 (10 日前後)
(1)登記簿謄本 (または抄本)				
· 法人株主	— ○B	_	_	_
· 本店 (本社)	_	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$ B
(2)委任書				
・株主(法人、個人)→申請代理人	$\bigcirc$ A,B	_	_	_
·法人株主 → 代表者(役員就任)	$\circ$	_	_	_
· 本店 → 支店長	_	$\bigcirc$ A	_	_
<ul><li>・本店 → 訴訟・非訴訟代理人</li></ul>	_	$\bigcirc$ A	_	_
<ul><li>・本社 → 代表者 (所長)</li></ul>	_	_	$\bigcirc$ A	○A,B
(3)本店定款	_	$\bigcirc$ A	_	_
(4)本店取締役会議事録	_	$\bigcirc$ A	_	_
(5)役員就任同意書	$\bigcirc$	_	_	_
(6)パスポートコピー				
・個人株主	$\bigcirc$	_	_	_
・役員就任者	$\bigcirc$	_	_	_
・支店長	_	$\circ$	_	_
・訴訟・非訴訟代理人	_	$\bigcirc$	_	-
・代表者 (所長)	_	_	$\bigcirc$	$\circ$
(7)賃貸借契約書コピー	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$
(8)登録所在地の建物税納付書コピー	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$
A:要. 公証				

A:要. 公証 B:要. 商務認証

#### 5. 進出時具体的考慮内容

(1)営業(売上)行為を行うかどうか

営業(売上)行為を行う場合

- ・現地法人:製造、売買、コミッション、など
- ・台湾支店:売買、コミッション、など
- ・工事事務所:原則として契約書ごと(主に請負契約、サービス提供)
- ・営業代理人:原則として一時的業務(一般的ではない)

営業 (売上) 行為を行わない場合

- ・代表者事務所:本社のための法律行為、調達行為、情報収集行為など
- ・連絡事務所:情報収集行為のみ

#### (2)合弁での進出か単独での進出か

合弁での進出

- ・業務提携のみならず資本提携も行う場合、など
- ・可能であれば議決権の2/3以上、少なくとも過半数は保有すべき
- ・董事長は台湾人、総経理は日本人などのケースあり
- ・合弁契約書は重要

単独での進出

- ·100%子会社(株式会社)
  - ・役員(取締役3名以上、監査役1名以上)はすべて台湾非居住者可
  - ・台湾企業への再投資可
  - ・労働許可取得範囲は役員レベルおよび従業員レベル
  - ・親会社への利益送金は配当として20%源泉徴収
- ・台湾支店
  - ・台湾企業への再投資不可
  - ・労働許可取得範囲は従業員レベルのみ
  - ・台湾支店の数値は台湾の規定に基づき課税対象
  - ・台湾支店の数値は本店にて合算
  - ・本店への利益送金は配当ではない(非課税)
- ・工事事務所
  - ・請負工事などの契約書ベースでの対応
  - ・工事事務所自体は法人格がないため、工事事務所として労働許可取得不可 (原則)

(よって、実務上は、工事発注者からの招聘などあり)

・複数企業によるコンソーシアムはそれ自体法人格なし

(よって、税務上は各企業が独自で工事事務所などにて対応)

#### 6. 株式公開 (IPO: Initial Public Offering)

#### (一). 台湾での一般的な公開

- ・台湾では、上場または店頭登録を行おうとする企業は、それに先立って公開発行を行う必要あり
- ・公開発行とは、企業の財務・業務状況を公開することと株式を第三者に発行することの2つの意味 あり
- ・前者の財務・業務状況を公開することとは、財務諸表等を金融監督管理委員会証券先物局に提出すること
- ・後者の株式を第三者に発行することとは、一定の条件に合致する場合、新株の発行時にその一部を 株主以外の第三者に割り当て株主を分散させること
- ・そして、上場または店頭登録を行う前に、興櫃(新興)市場を経由する必要あり
- ・なお、興櫃市場とは、従来未整備であった株式の取引について、取引の透明性、決済の安全性、企業情報の公開性などを高める目的で、店頭登録取引市場が整備した新市場のこと



#### (二). 外国企業における台湾での株式公開方法

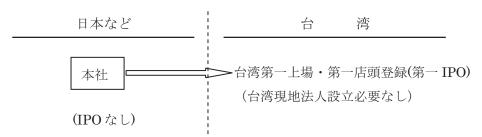
(1). 台湾第一上場・第一店頭登録:台湾第一 IPO (Primary IPO)

現状、株式公開企業ではない外国企業が、台湾で現地法人を設立することなく初めての IPO を直接 台湾で行うこと可

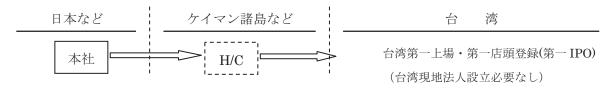


or



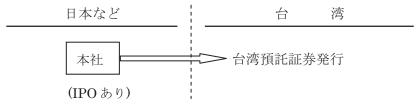


・なお、現在の実務上は、ケイマン諸島などにホールディング・カンパニー(H/C)を設置し、そこからの台湾第一 IPO を申請(::1 株当たり 10NT ドルの表示必要等) つまり、



しかし、以下の弊害が生じる可能性あり

- ・日本企業の現株主がケイマン諸島などの H/C の株主になるには株式交換などが必要であり、この場合には日本にて株式譲渡益課税がなされる可能性あり
- ・ケイマン諸島などの会社は、一般的にあまりよい印象は持たれていない これに対し、台湾の所轄政府機関の担当者は、近いうちにケイマン諸島などに H/C を設置せずとも、 本社所在地国(日本など)より直接台湾第一 IPO を行うことができることを考慮中
- (2). 台湾預託証券 (TDR: Taiwan Depositary Receipt) 発行:台湾第二 IPO (Secondary IPO) 日本などの本社所在地国にて既に IPO を行っている企業 (現状、日本での対象は東京証券取引所および大阪証券取引所への上場企業) は、当該企業の株式を台湾証券市場にて流通させること可



・なお、外国企業の台湾子会社が、台湾の規定に基づき株式を公開することは、現状も可

#### 三. 台湾への進出後の対応

#### 1. 会計上

#### (一) 公開企業

公開企業 登録形態	第1四半期 *	半期 **	第3四半期 *	年次 ***	毎月 ****
(1)上場	・レビュー (単体と連結) ****	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	・レビュー (単体と連結) ****	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバティ ブ取引、など
(2)店頭登録	・レビュー (単体と連結) ****	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	・レビュー (単体と連結) ****	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバティ ブ取引、など
(3)新興	_	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	_	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバティ ブ取引、など
(4)上記以外の公 開企業	_	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	_	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバティ ブ取引、など

- \*:各四半期終了後1ヵ月以内に、金融監督管理委員会証券先物局へ提出
- \*\*:半期終了後2ヵ月以内に、金融監督管理委員会証券先物局へ提出
- \*\*\*:事業年度終了後3ヵ月以内に、金融監督管理委員会証券先物局へ提出
- \*\*\*\*: 翌月10日までに、インターネットにて開示
- \*\*\*\*\*:連結はレビューなしでも可

なお、上記以外にも、公開企業登録形態への新規登録時、現金増資時などにおいては、「公開説明書」 を提出する必要がある。

#### (二) 非公開企業

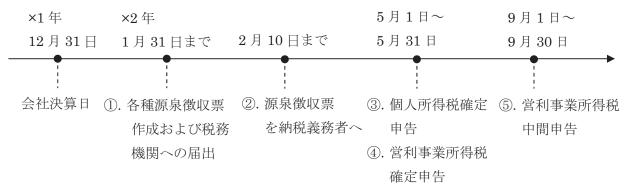
資本金または借入金3,000万 NT ドル以上の企業は、財務監査を受ける必要がある。

#### 2. 税務上

#### (一). 年間の手続概要

まず台湾では、一般的には12月決算であるが(強制ではない)、日本本社が3月決算である場合には、その3ヵ月以内の財務数値については原則としてそのまま連結可能であるため、台湾の日系企業の場合には、12月決算と3月決算がほぼ同じくらいではないかと思われる(もちろんそれ以外の企業もある)。そこで、以下では12月決算の場合と3月決算の場合を例にとり説明する。

#### (1). 12 月決算の場合:

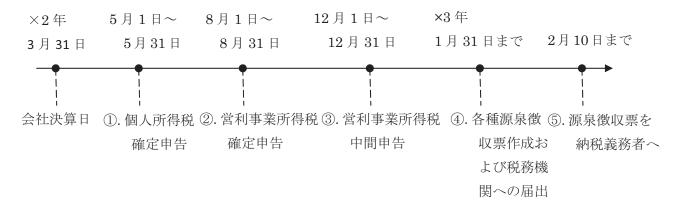


- ①. 源泉徴収義務者(支払者側)は、暦年(1月~12月)ごとに源泉徴収した金額を合計し、各納税 義務者(受領者側)ごとに源泉徴収票にまとめる。また、同時に税務機関への届出も行う(源泉徴 収については下記(二)、①参照)。
- ②. 上記①の源泉徴収票を各納税義務者に交付する。各納税義務者は当徴収票を受領し、個人所得税の確定申告時に使用する。
- ③. 個人所得税の確定申告は、課税対象年度の翌年5月中であり、まず、指定金融機関(現在、邦銀(日系銀行)では取り扱っていない)にて税金を納付し、当該納付書を添付して税務機関に対して申告書を提出する。

なお、個人所得税は個人のことであるため、会社とは直接関係ないが、日系企業の場合には、日本人の個人所得税の税金はまず会社が負担しているのが一般的である。

- ④. 営利事業所得税(法人税)の確定申告は、決算日後5ヵ月目に行う。 よって、12月決算の場合の確定申告は5月中である。
- ⑤. 営利事業所得税の中間申告は、決算日後9ヵ月目に行う。 よって、12月決算の場合の中間申告は9月中である。

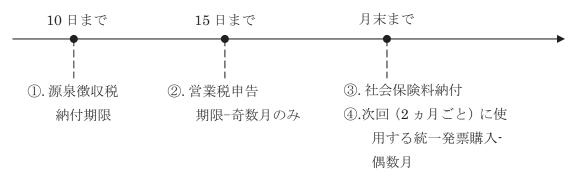
#### (2). 3月決算の場合:



- ①. 同上(1). ③
- ②. 3月決算の場合の確定申告は8月中である。
- ③. 3月決算の場合の中間申告は12月中である。
- ④. 同上(1). ①
- ⑤. 同上(1). ②

#### (二). 月間の手続概要

税務上の一般的な手続概要は以下のとおり



- ①. 従業員に対する給与の支払時、業務執行者(弁護士、会計士など)に対する報酬の支払時、家主が個人である場合の事務所等の賃借料の支払時などにおいては、支払者側(会社など)が源泉徴収義務者として源泉徴収を行い、翌月10日までに納付する必要がある。なお、納税義務者(受領者側:従業員など)が非居住者である場合には、非居住者への支払等より10日以内に(翌月10日ではない)、源泉徴収義務者が源泉徴収を行い、納付および申告しなければならない。
  - たとえば、日本本社への配当時に源泉徴収(原則 20%)した金額は、10 日以内に納付および申告する必要がある。
- ②. 営業税 (VAT) は  $2 \pi$ 月分をまとめて、翌奇数月に申告する。 たとえば、  $1 \sim 2$ 月分は、 3月 15日までに申告することになる。 なお、輸出関連の還付については、申請により毎月行うことができる。
- ③. 社会保険料は、毎月所轄政府機関より連絡があり(対象月の翌月中)、これに基づき対象月の翌々月15日までに納付することになる。

たとえば、2月支給給与に対する社会保険料は、4月15日までに納付する。

④. 統一発票(公給領収書: GUI) は、原則として 2 ヵ月分を税務当局より購入することになるが、原則として使用月の前の偶数月中に購入する。

たとえば、3~4月使用分の統一発票は、2月中に購入する。

#### 四. 台湾の会計・税務概要

#### 1. 会計の概要

#### (一). 会計関連法規

まず一般企業が日常的に適用を受ける法規は、商業会計法、財務会計準則公報、会社法などであり、 公開企業の場合には、さらに証券取引法、証券発行人財務諸表編成準則等が適用される。

#### (二). 主要法規の概要

以下では、主要法規のうち、商業会計法および財務会計準則公報の概要を説明する。

#### (1). 商業会計法

これは主に日常的な会計処理等の内容が記載されており、実務上はその内容が日常的すぎるため、ほとんど意識されることはないようである。

体系は以下のとおりである。

- 総則
- ・会計証憑
- · 会計帳簿
- ·会計科目、財務諸表
- ・会計事務処理の手順・帳簿記入基礎
- ・損益計算・決算および審査
- ・罰則
- ・付則

#### (2). 財務会計準則公報

この設定主体は財団法人中華民国会計研究発展基金会財務会計準則委員会(政府機関代表、学者、 経済団体代表、会計士等で構成)であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に該当するもので ある。

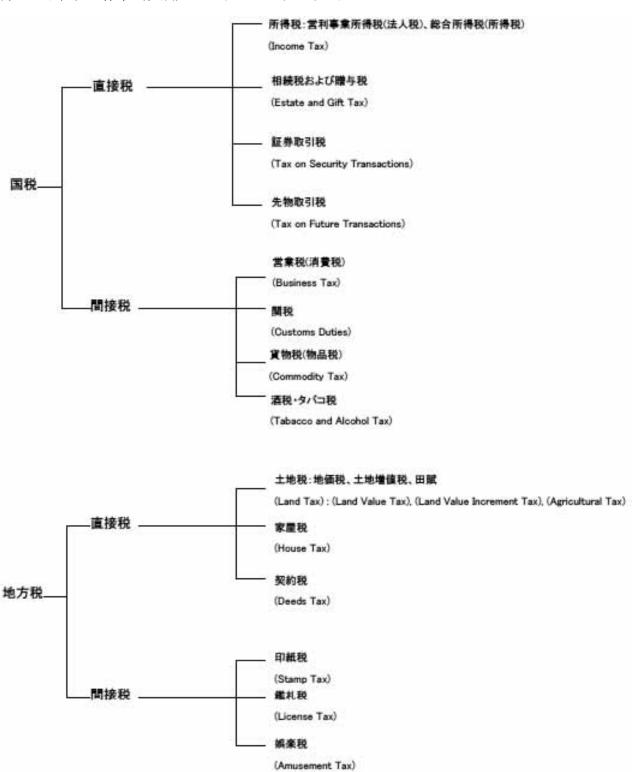
現状は以下の第41号まで公布されている。

番号	内容
第1号	財務會計觀念架構及財務報表之編製(財務会計概念構築および財務諸表の作成)
第2号	租賃會計處理準則(リース会計処理規則)
第3号	利息資本化會計準則(利息資産化会計規則)
第4号	削除
第5号	長期股權投資會計處理準則(長期持分投資会計処理規則)
第6号	關係交易之揭露(関係者間取引の開示)
第7号	合併財務報表 (連結財務諸表)
第8号	會計變動及前期損益調整之處理準則(会計処理の変更および前期損益修正の処理規則)
第9号	或有事項及期後事項之處理準則(偶発事象および後発事象の処理規則)
第10号	存貨之評價與表達(棚卸資産の評価および表示)
第11号	長期工程合約之會計處理準則(長期請負工事の会計処理規則)
第12号	所得税抵減之會計處理準則(所得税控除の会計処理規則)
第 13 号	財務困難債務之會計處理準則(財務状況悪化時の債務整理会計処理規則)
第14号	外幣換算之會計處理準則(外貨換算の会計処理規則)
第 15 号	會計政策之揭露(会計方針の開示)
第16号	財務預測編製要點(財務予測作成要領)
第17号	現金流量表 (キャッシュ・フロー計算書)
第 18 号	退休金會計處理準則(退職給付会計処理規則)
第 19 号	創業期間會計處理準則(創業期間会計処理規則)
第 20 号	部門別財務資訊之揭露(部門別財務資料の開示)
第 21 号	削除
第 22 号	所得税之會計處理準則(所得税の会計処理規則)
第 23 号	期中財務報表之表達及揭露(中間財務諸表の表示および開示)
第 24 号	毎股盈餘(一株当たり利益)
第 25 号	企業合併-購買法之會計處理(企業合併-パーチェス法の会計処理)
第 26 号	削除
第 27 号	削除
第 28 号	銀行財務報表之揭露(銀行財務諸表の開示)
第 29 号	政府輔助之會計處理準則(政府援助の会計処理規則)
第 30 号	庫藏股票會計處理準則(自己株式会計処理規則)
第 31 号	合資投資會計處理準則(共同投資会計処理規則)
第 32 号	收入認列會計處理準則(収益認識・計上会計処理規則)
第 33 号	金融資産之移轉及負債消滅之會計處理(金融資産の移転および負債の消滅に関する会計処理)
第 34 号	金融商品之會計處理準則(金融商品の会計処理規則)
第 35 号	資産減損之會計處理準則(資産減損の会計処理規則)
第 36 号	金融商品之表達及揭露(金融商品の表示および開示)
第 37 号	無形資産之會計處理準則(無形資産の会計処理規則)
第 38 号	待出售非流動資産及停業單位之會計處理準則(売却予定非流動資産および休業部門の会計処理規則)
第39号	股份基礎給付之會計處理準則(株式報酬の会計処理規則)
第 40 号	保険合約之會計処理準則(保険契約の会計処理規則)
第 41 号	営運部門資訊之揭露 (セグメント情報の開示)

#### 2. 税務の概要

#### (一). 主な租税体系

台湾の主な租税の体系(種類)は以下のとおりである。



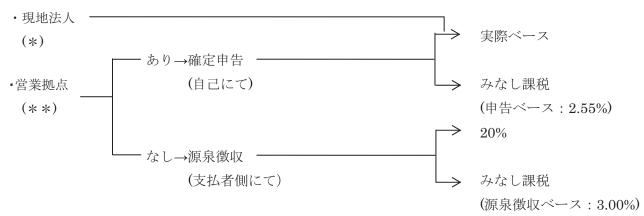
#### (二). 営利事業所得税(法人税に相当)

#### (1). 課税方法

課税方法は、台湾に営業拠点が設置されているか否かにより異なる。

- ①. 営業拠点を設置する場合
- ・台湾内に本社(現地法人も含む)を有する場合または台湾支店、工事事務所、営業代理人等の営業拠点を設置する場合には、確定申告を行う。
- ・一般的には益金より損金を控除して課税所得を算出し、これに税率を乗じて納税する。
- ②. 営業拠点を設置しない場合
- ・台湾内に営業拠点を設置しない場合には、支払者側より源泉徴収を行う。

#### 上記内容のまとめ:

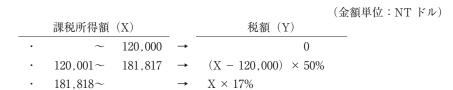


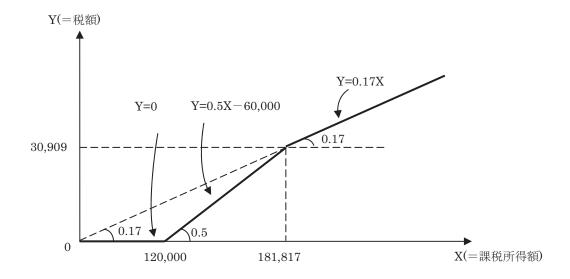
\*:現地法人はここでいう台湾外企業の税務上の営業拠点ではない

\*\*:台湾支店、工事事務所、営業代理人など

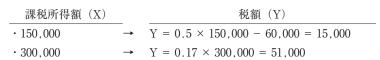
#### (2). 税率

2010年1月1日以降開始する事業年度(2010年度)に関する税率は以下のとおりである。





#### • 例:



#### (3). 納税・申告時期

#### ①. 年度申告

- ・事業年度終了後5ヵ月目(4ヵ月を経過した日から1ヵ月以内)に納税し確定申告を行う。
- ・たとえば、事業年度終了日(決算日)が12月31日である場合には、翌年5月1日から5月31日 までに納付・申告を行う。
- ・また、同終了日が 3 月 31 日である場合には、同年 8 月 1 日から 8 月 31 日までに納税・申告を行う。

#### ②. 中間申告

- ・中間申告時期は、事業年度終了後9ヵ月目(8ヵ月を経過した日から1ヵ月以内)である。
- ・たとえば、事業年度終了日(決算日)が12月31日である場合には、翌年9月1日から9月30日までに中間申告を行う。
- ・また、同終了日が3月31日である場合には、同年12月1日から12月31日までに中間申告を行う。
- ・中間申告方法については、原則として以下の2方法のうちいずれか一方を選択する。
  - ①前年度納付税額の1/2の税額申告
  - ②新事業年度開始後6ヵ月間の仮決算に基づく申告(青色申告適用者または会計師による税務監査を受けた場合のみ適用)
- ・なお、投資控除、行政救済による留保税額、源泉徴収税額控除のすべてを使用しない場合には、 金融機関を通しての税金納付のみでよく、税務機関への中間申告手続は不要である。
- ・また、中間納付税額が2.000NTドル以下の場合には、税金納付も不要である。

#### (三). 総合所得税 (所得税に相当)

#### (1). 課税対象および形態

総合所得税のうち、ほとんどの外国人(日本人など)の納税義務者の対象は給与であると思われるため、給与に限定した場合の課税形態をまとめると以下のとおりである。

	在台累積日数	税金納付	課税	形態
(暦年合計) 祝金科刊		7光 並 府 1 7 1 1	台湾内払給与	台湾外払給与
Λ	~90 日	毎月給与支払後	18%(源泉徴収)	_
A	(非居住者) 確定申告時		-	-
В	91 日∼182 日	毎月給与支払後	18% (源泉徴収)	-
D	(非居住者)	確定申告時	18%(確定申告)	18%(確定申告)
С	183 日~ (居住者)	毎月給与支払後	5%または源泉徴収税率表に よる(源泉徴収)	-
	(店住有)	確定申告時	累進税率 (確定申告)	累進税率 (確定申告)

上図に基づく税額の計算(原則)は以下のとおりである。

A:台湾内払給与総額×18%

B:(台湾内払給与総額+台湾外払給与総額×在台日数÷365日)×18%

C:(台湾内払給与総額+台湾外払給与総額×在台日数÷365日-各種控除額)×税率-累進差額

#### (注)

- ・来台日は含まず (例: 3泊4日→3日間)
- ・在台日数が183日~299日である場合の各種控除においては、帰国年度は日数により按分計算を行うが、そうでない場合には全額控除可
- ・在台日数が300日以上の場合には、台湾外払給与につき、実務上は日数の按分計算をすることなく、全額が税額計算の対象
- ・台湾外払給与のNTドルへの換算レートは、政府が課税年度の翌年1月ごろに公表

#### (2). 税率

- ・非居住者の場合には、一律18%
- ・居住者の場合には、以下の累進税率を適用

	課税所得金額		税率		<金額単位:NT ドル> 累進差額
•	~ 500,000	×	5 %	_	0
	500,001~1,130,000	×	12%	-	35,000
	1,130,001~2,260,000	×	20%	-	125,400
	2,260,001~4,230,000	×	30%	-	351,400
	4,230,001~	×	40%	_	774,400

#### (3). 課税年度および納税・申告時期

#### ①. 課税年度

課税年度は暦年(1月1日より12月31日まで)

#### ②. 納税・申告時期

- ・納税義務者は課税年度の翌年5月1日より5月31日までに確定申告(年末調整の制度はなし)
- ・なお、居住者で台湾内における住所または居所を取り消して出国する場合には、原則として出国 前に当該年度の所得について確定申告
- ・ただし、駐在員が帰国した後、台湾へ出張することがあり得るケースにおいては、帰国年度の12 月末まで待って通常と同様の申告手続をしているケースあり

#### (四). 営業税 (消費税に相当)

#### (1). 営業税の種類

- ・営業税の正式名称は、「加値型及非加値型営業税(付加価値型および非付加価値型営業税)」
- ・台湾では、売上高に基づき課税する "Gross Business Receipts Tax" と、付加価値に基づき 課税する "Value Added Tax (いわゆる付加価値税)" の 2 種類の営業税あり
- ・前者の "GBRT" は特殊業務を行うものに限定し、以下の業種に適用

業種	特殊税率
・金融業	2 %等
・特殊飲食業	15%等
・小規模営業人	1 %
・農産物関連の仲介人、	
小規模営業人	0.1% 等、など

なお、上記のものは仕入税額控除不可

・GBRT は一部の業種に限定するため、台湾における営業税としては後者の "VAT" が一般的

#### (2). 課税対象および納税義務者

#### ①. 課税対象

営業税の主な課税対象は以下のとおりである。

A. 台湾内での物品販売

なお、以下の場合も含まれる。

- ・所有権の移転があり、代価を取得したもの
- ・販売用物品の自家消費
- ・販売用物品の無償提供
- ・販売用物品の移送がある場合、当該物品の積出地が台湾内 よって、たとえば外国企業が台湾内の企業に加工委託を依頼し、当該完成品を台湾内の別 の企業に販売する場合、当該物品の積出地が台湾内であれば営業税が課される(輸出加工 区等の特別区等は除く)。
- ・販売用物品の移送がなく当該物品の所在地が台湾内である場合、等

#### B. 台湾内でのサービス提供または使用

なお、以下の場合は除かれる。

- ・職業専門家(弁護士、会計士等)の専門業務提供
- ・個人が提供
- ・台湾外より提供されたサービスを専ら納税すべき物品またはサービスの経営に供する場合 よって、たとえば日本にある親会社が台湾内の子会社に技術サービスを提供し、子会社が それをもとにして他社に対しサービスの提供または製品の販売等を行う場合、親会社の子 会社へのサービス提供時には営業税は免除される。

#### C. 輸入物品

なお、輸入物品については関税等を加算後の金額が課税対象

#### ②. 納税義務者

主な納税義務者は、以下のとおりである。

- ・物品販売、サービス提供等を行う営業人
- ・輸入物品の受取人または所持人
- ・台湾内に恒久的施設を有さない外国企業等が提供したサービスの買受人、等

#### (3). 税率および納税・申告時期

#### ①税率

VAT の税率は、現在、5%

#### ②納税·申告時期

- ・営業税は2ヶ月分を一括して翌奇数月の15日までに申告
- ・たとえば、1月および2月分は3月15日までに申告、3月および4月分は5月15日までに申告
- ・本来の期に申告しなかったもののうち、仕入税額控除は原則として次の期の申告まで可能であるが、これは統一発票受領遅延の可能性があるため
- ・過大に支払った営業税については、一部の例外を除き、次期以降に納付すべき営業税に充当す るため繰越し
- ・合併、解散等の場合、その事実発生日より15日以内に申告

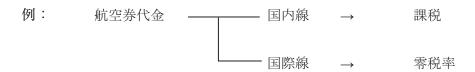
#### (4). 免税等の対象項目

まず、台湾と日本の用語の相異は以下のとおりである。

取引内容	仕入税額控除	台 湾	日 本
通常の取引	有	課税	課税
輸出取引等	有	零税率	免税
土地取引等	無	免税	非課税
寄付金等	無	_	課税対象外

次に零税率が適用される取引は以下のとおりである。

- ・輸出取引(含.輸出関連サービス、保税工場等への販売)
- 国際間の運輸



また、免税が適用される主な取引は以下のとおりである。

- ・土地売却
- ・医療サービス
- ·教育関連取引
- ・新聞社、通信社、テレビ局、ラジオ局等関連取引

(よって、新聞代、電話代、テレビ通信料等は営業税なし)

・郵政関連取引等(よって、切手類等は営業税なし)

なお、以下のものについては仕入税額控除不可

・統一発票のないものまたは内容の不備なもの

(統一番号未記入、記入誤り、等)

・業務に無関係のもの

(個人のみの利益のための支払、等)

・交際費

よって、これについては営業税を含めて費用に計上し、税務申告時に損金算入の計算を行う。

- ・小型自動車(9人乗り以下)
  - よって、これについては営業税を含めて固定資産に計上し、毎年の減価償却をとおして費用に計上する。
- ・福利厚生費、等

#### (5). 還付項目

- ・営業税については、仮受分と仮払分の両者を相殺し、前者が大きい場合(仮受分>仮払分)には 差額分を納付し、後者が大きい場合(仮受分<仮払分)には翌期以降に繰り越して当該期の支払 うべき税額に充当する。よって、通常の取引においては原則として還付は行われない。
- ・ただし、以下のものについては例外的に還付の対象となる。
- ・零税率適用のもの(輸出取引等)
- ・固定資産購入時のもの(除. 小型自動車)
- ・合併,解散等の場合、等

#### 五. 台湾進出における留意事項

台湾を含む中華圏のビジネスを考慮する場合、まず中華圏独特の以下のような概念を考慮する必要が あるように思う。

中国は一種独特の世界を展開している。

よって、中国 3000 年の悠久の歴史の重みの上に成り立っている静態的観念と急速な発展を遂げていることによる動態的観念をいかに融合しているのか見極める必要があるように思う。

中華圏の人々の考え方は、日本のような組織主義ではなく、原則として個人主義、家族主義、血縁主義を採用しており、見知らぬものを簡単に入り込ませない傾向があるように思われる。

ということは、逆の見方をすると、そこに入り込むことができればしめたものである。

組織主義ではないということは、常にリスクを直接自己で背負う覚悟で行動しているため、ほんとう に良いと思われるものであれば、進んで取り入れているように思われる。

そこで、上記内容を考慮しながら、日本企業の台湾進出にあたり気のついた点をいくつか列挙する。

#### 1. 契約書の作成および注意点:

取引当事者間において、将来的に問題が生じた場合の拠り所は何と言っても契約書記載内容である。よって、契約書をおろそかにすべきではないと思う。これは、一般的に日本人の間では「会話」は文章以上に重要であり重視される傾向にあるように思われるが、外国企業との取引の際には、関連する契約書がすべての根拠になるからである。実際、相手の作成した契約書の内容を口頭にて説明され、そのままのことが記載されていると思い込み、当契約書内容を詳細にチェックすることなくサインしてしまい、後日問題が生じた場合にほとんど初めて詳細を見て自社不利に記載されていることに初めて気付くケースもかなり見受けられる。

よって、原則として、契約書の言語の指定はないため、日本語でも中国語でも英語でもかまわないが、 その内容を理解しておくためにも、もしオリジナルが中国語であるならば、日本語の堪能な台湾の律師 (弁護士) に当記載内容のレビューおよび日本語訳を依頼するのもよいと思う。なお、税務上の観点から の内容レビューであれば、もちろん会計事務所にて行うことができる。

ちなみに、税務上の観点からは、後日争いがおこらないためにも、税金が課せられる場合には当契約 金額に税金が含まれているか否かの明確な表示も必要である。

また、もしみなし課税を適用したいのであれば、当契約書内容に「ロイヤルティー」などの表現がなされていないかどうかのチェックも必要である。

#### 2. 台湾の文化、慣習等を考慮しつつ、日本的経営(管理等)部分も導入:

台湾では「日本」に対する強いあこがれが存在しているように思われる。高度成長、高品質管理、清潔感等々各種に好感を持っているようである。ただし、たとえば厳格すぎる内部統制制度などを採用すると、あまり規則に縛られることを好まない(組織プレーよりも個人プレーを好む傾向あり)台湾では、逆效果になってしまう可能性がある。よって、日本的経営の導入はもちろん賛成であるが、それをそのまま台湾の人に強制するとうまくいかないケースが非常に多いように思われる。

#### 3. 台湾の人材を適材適所に:

マネジャークラスを優秀な台湾の人にまかせるのは非常によいと思われる。大きな流れの部分は日本 人が担当するにしても、細部についてはコミュニケーション等を考えた場合、台湾の人どうしの方がう まくいくと思う。

ただし、日本語が話せるため、日本人の言いたいことがよく伝わるという理由のみでマネジャークラスに抜てきするケースをよく見かけるが、その人が本当にマネジャーとしての能力を備えているか否かを見極めないと、かえって会社としてうまく機能しないことがよくある。

#### 4. 進出目的を明確に:

何の目的で台湾に進出するのかを事前に充分に考慮して明確にしておく必要がある。たとえば、企業 グループ全体の成長のための-拠点として台湾の地に根をおろしてどっしりと構えるのであれば、優秀 な従業員を引き止めておくためにも、台湾にて現地法人等の設置を考慮するのもひとつの方法である。

#### 5. 会計事務所の有効利用:

台湾では、会計師は会計監査のみならず税務監査も行うため、会計上のみならず税務上の観点からも常に注意を払っており、また、商業登記(会社設立等)も担当し、かつ、一部の法的部分も含めて総合的なコンサルタントとしても活躍している。

なお、台湾では、会計事務所は数名の規模のものから弊事務所のような約3,000名の規模のものまであるが、品質において事務所間でかなりの格差が生じている。

また、台湾では日本語を話せる信頼のおける優秀な会計師もかなりいるが、一方、日本語を話せることをいいことに、うまく歩み寄ってきて、結果として不正、脱税を奨例している会計師も見受けられる。 そこで、会計事務所の選択はかなり重要であると思う。

日本企業にとり、ビジネス上のパートナーとしての台湾企業の存在意識がますます高まっています。 友好な関係を築きながらともに発展していくための第一歩を台湾に踏み入れることを考慮する価値 は十分にあると思います。

白石常介 (しらいし じょうすけ)

#### 経 歴

勤業衆信聨合会計師事務所(デロイト トウシュ トーマ ツ加盟事務所)

パートナー、副総経理、

1956 年、群馬県生まれ。慶應義塾大学卒業。アーサーアンダーセン東京事務所入所。

1991年、台湾の勤業会計師事務所(アーサーアンダーセン台湾事務所、現「勤業衆信聨合会計師事務所」、デロイトトウシュトーマツ加盟事務所)赴任。

現在に至る。

#### 主な執筆

「海外投資戦略―台湾(1995 年:中央経済社)」 「台湾進出企業の手引(1996 年:税務経理協会)」 「投資情報解説―台湾(1997 年:かんき出版)」 「APEC 諸国の税制―台湾(1998 年:納税協会連合会)」 「台湾進出企業ハンドブック(2000 年:税務経理協会)」 「台湾ビジネスの法務・会計・実務(2003 年:税務経理

「台湾ビジネスの会計・実務(2004年~: NNA 台湾)」 「台湾の投資・会計・税務(2007年: 税務経理協会)」 等多数

### 2011年第2四半期の国民所得及び経済見通し

#### I 概要

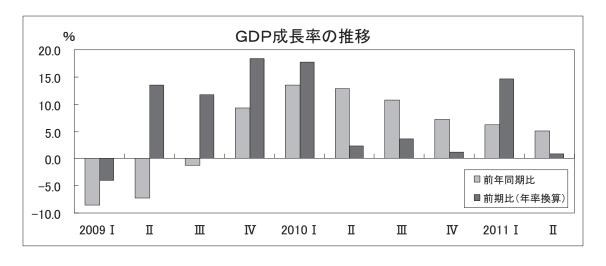
行政院主計処は、8月18日、国民所得統計評価審査委員会を開催し、2011年第2四半期の国民所得統計速報値及び2012年第4四半期までの経済予測、2010年家庭収支調査統計等の審議を行い、結果を発表した。概要は、以下のとおり。

- (1) 2011 年第1 四半期の経済成長率(yoy)速報値を + 6.55%から + 7.13%に修正した。また、第2 四半期は、前回概算値(+4.88%)より0.14ポイント上方修正し、+5.02%となった。さらに、第3 四半期及び第4 四半期の経済成長率(yoy)はそれぞれ+3.48%、+4.71%、2011 年通年では+4.81%となる見通し。一人当たりの GDP は2万629米ドル、一人当たりの GNP は2万1,280米ドル、CPI は+1.59%となる見通し。
- (2) 2012 年通年の経済成長率は+4.58%、一人当たりの GDP は2万1,459米ドル、一人当たりの GNP は2万2.176米ドル、CPI は+1.21%となる見通し。
- (3) 2010年の一世帯当たり平均可処分所得は 88.9万元で、前年比+0.2%となった。また、 世帯数の増加や世帯当たりの構成人数の減少 といった要素を控除した一人当たり平均可処 分所得は27.4万元、前年比+3.0%となっ

た。可処分所得金額により全世帯を 5 等分し、上位 20%の世帯と下位 20%の世帯を比較した場合の所得格差は 6.19 倍となり、前年比 4 0.15 倍となった。一人当たり可処分所得の上位 20%と下位 20%の格差は 4.25 倍となり、前年比 4 0.1 倍となった。

#### Ⅱ 国民所得統計及び予測

- 1. 国際経済情勢
  - (1) 欧米諸国は、金融危機の際に景気刺激のた め大規模な拡張政策を実施したが、その後、 いくつかの国においては、財政に対する不安 が次第に高まっており、国債格付問題が拡大 し続けている。金融及び経済危機に次いで、 財政危機が迫ってきており、政府は財政支出 の縮減を強いられ、企業及び消費者の自信は 打撃を受け、金融市場は大きく動揺し、その 衝撃は実態経済に及んでいる。財政・金融政 策による景気刺激依存の状況から徐々に脱却 しはじめていた自律的な経済成長は、試練に 直面している。新興経済国の持続的な高成長 は世界経済の成長を支えとなっており、未だ 回復軌道から離脱はしていないものの、景気 過熱を防止するために緊縮的な金融政策がと られており、今後、世界経済の成長は抑制さ



れることとなるだろう。

(2) Global Insight の 8 月の資料によれば、2011年の世界経済の成長率は+3.1%となっており、5 月の予測値(+3.5%)より 0.4ポイント下方修正(下半期では 0.6ポイント下方修正)されている。このうち、先進経済国は5 月の予測値+2.1%から+1.6%に下方修正、新興経済国は+6.3%を維持、中東及び北アフリカ地域は+3.9%から+3.4%に下方修正されている。また、2012年は、日本の震災後の復興に伴い、世界経済成長率は+3.6%となる。

地域別では、主要経済国については、米国の就業状況は改善に及んでおらず、民間消費は制約され、国債の格付問題が持ち上がっており、持続的な経済成長は試練に直面している。2011年の経済成長率は+1.6%(5月時点の予測より1.1ポイントと大幅に下方修正)、2012年は+1.9%となる見通し。

中国大陸については、インフレや資産価格の上昇圧力を受け、緊縮的な貨幣政策が続いているため、生産や投資は依然強いものの、今年の経済成長率は+9.2%(前回より0.1ポイント下方修正)、2012年は+8.3%となる見通し。

日本については、震災で大きな影響を受けたものの、徐々にその成長力を取り戻しつつあり、工場の生産能力は続々と回復している。 震災後の再建に伴う生産・消費活動もあり、 今年の経済成長率は▲ 0.2%(前回より 0.2 ポイント下方修正)、2012 年は+ 3.9%と大きく成長する見通し。

このほか、香港の今年の経済成長率は+5.3% (0.3 ポイント上方修正)、シンガポールは+4.7% (0.9 ポイント下方修正)、韓国は+3.8% (0.3 ポイント下方修正)となっている。2012年は、香港、シンガポール及び韓国がそれぞれ+5.1%、+5.1%、+4.6%となる見込み。また、EU は国債格付問題の影響を受け、今年は+1.9% (.1 ポイント下方修正)、2012年は成長が鈍化し+1.5%となる見通し。

- 2. 2011 年第 2 四半期の経済成長率 (yoy) (速報値) は + 5.02%、第 1 四半期は + 6.16%に下方修正。2011 年上半期の経済成長率は + 5.58%。
  - (1) 2011 年第 2 四半期の経済成長率 (yoy) (速報値) は + 5.02%と、7月の予測より 0.14ポイント、5月の予測値より 0.38ポイント上方修正となった。季節調整後の対前期比 (saqr) は + 0.23%、年率換算値 (saar) は + 0.91%となった。

#### ① 外需面

- ・輸出は、電子、情報通信、機械及び基本金 属等の旺盛な需要の恩恵を受け、第2四半 期の輸出額(米ドルベース)が前年同期比 +14.62%の大幅増(台湾元高米ドル安の 影響を大きく受け、台湾元ベースでは僅か +4.20%)となった。また、物価要因控除 後の商品・サービス輸出全体の実質成長率 は+4.39%となった。
- ・輸入は、輸出及び内需に伴う輸入需要の増加や国際原材料価格の上昇といった要因から、第2四半期の商品輸入額(米ドルベース)が + 19.02%(台湾元ベースは + 8.17%)となった。物価要因控除後の商品・サービス輸入全体の成長率は+0.90%となった。
- ・輸出と輸入を相殺した外需全体の経済成長率に対する寄与度は2.82ポイントとなった。

#### ② 内需面

・民間消費は、就業状況の改善(第2四半期の就業人数は前年同期比21.9万人増)や、金融資産価値の増加(第2四半期末の上場店頭登録銘柄時価総額は前年同期末比4.3兆元増)に伴い、安定的に成長している。第2四半期の小売業営業額は+5.65%、飲食レストラン業営業額は+7.59%、出国者数は+5.77%、主要観光地の観光客数は+22.36%となった。自家用乗用車の新規登録台数は▲2.96%となっており、うち中国産車は▲7.98%となっているものの、輸入車は+10.48%となっている。特に、高級輸入車のシェアが大幅に上昇しており、自動車に対する消費支出額全体は成長を続け

ている。5月下旬に発生した可塑剤事件は、一部飲料及び健康険食品等への消費意欲を抑制しており(第2四半期民間消費への影響額は80億元減、民間消費成長率に対する寄与度は0.43ポイント減と試算)、第2四半期の民間消費実質成長率は+3.12%となった。

- ・民間投資は、ハイテクメーカーが積極的に 設備拡充や製造過程の効率化を進めてお り、第2四半期の資本設備輸入が+1.35% (米ドルベースでは+11.55%) となった。 また、製造業における投資財は+9.88%と なっており、機械設備投資は+4.23%、建 築工事は+8.47%、運輸部品投資は+ 11.55%、民間固定投資全体では+5.66% となった。在庫投資は、東日本大震災の影 響でサプライチェーンが中断することを懸 念した一部の川下業者が重複発注 (overbooking) したことにより、供給サイドの 過剰生産となったため、2011年第2四半期 の在庫水準は予想を超え、前年同期比 379 億台湾元の増加となり、5月の予測(▲21 億元)よりも400億元上方修正となった。
- ・公共支出は、政府消費が+0.40%、政府投資が▲6.09%となったほか、公営企業投資は台湾電力の第七配配電計画の一部工事の中断の影響を受け、▲17.80%となった。
- ・上記内需項目を合計した内需全体の経済成 長率に対する寄与度は+2.20ポイントと なった。

#### ③ 生産面

- ・第2四半期の農業生産の成長率は+2.80%、工業生産の成長率は+6.89%となった。工業生産のうち、製造業は、国内電子部品、機械設備、関連製品の生産が大幅に増加したことに伴い、生産指数が+6.13%となった。これに、三角貿易の純収入を加えた製造業の実質成長率は+7.48%、経済成長率に対する寄与度は+2.30ポイントとなった。
- ・サービス業は、対外貿易の活況や民間の購買意欲の高まりから、卸売業が+4.37%、小売業が+5.65%となり、卸・小売業全体

での実質成長率は+2.47%、経済成長率に対する寄与度は+0.43ポイントとなった。金融保険業は、金融機関の純利息収入が+10.92%、証券業の営業収入が+2.37%となったことから、実質成長率が+5.85%、経済成長率に対する寄与度は+0.40ポイントとなった。

(2) 2011 年第1 四半期の経済成長率は、各種主要経済指標に基づき、5月の予測値(+6.55%)から0.39ポイント下方修正され、+6.16%となった。これに第2 四半期成長率(+5.02%)を加えた2011年上半期の経済成長率は+5.58%となった。

#### 3. 2011 年下半期及び 2012 年の展望

#### (1) 対外貿易

- ・先進国の経済成長は減速しているものの、 新興国の需要は引き続き安定的に成長して おり、スマートフォン、タブレット型パソ コン、クラウド・コンピューティングなど のハイテク産業は日進月歩で新技術の開 発、新商品の発売を行なっており、輸出の 原動力にプラスとなる。また、ECFAアー リーハーベスト項目の正式発効、中国大陸 における労働コストの上昇、産業のオート メーション化の加速に伴って、台湾の電子、 情報通信及び機械製品に対する需要が増加 しており、輸出の成長に大きく寄与してい る。
- ・台湾プラスチック第六ナフサ工場の稼動停止(範囲及び期間が未定)を考慮せずに推計すると、2011年下半期の輸出(通関ベース、米ドルベース)は1,623億米ドル、通年では過去最高の3,164億米ドルとなり、前年比では+15.24%となる見通し。また、2012年は3,434億米ドル、前年比+8.52%となる見通し。一方、輸入は、輸出及び投資の増加に伴う需要増大に加え、原材料価格の上昇から、2011年下半期は1,466億米ドル、通年では2,906億米ドル、前年比+15.68%となる。2012年は、3,147億米ドル、前年比+8.27%となる見通し。物価要因控除後の商品及びサービス

	商品貿易の年増率 (通関ベース)(%)		貿易黒字 (億米 <sup>ド</sup> ル)	商品・サービ 成長率 (%) (	ス貿易の実質 台湾元ベース)	商品・サービ ス貿易収支
	輸出	輸入		輸出	輸入	(億米ドル)
2006年	12.89	11.00	213	11.41	4.57	230
2007年	10.12	8.17	274	9.55	2.98	313
2008年	3.63	9.67	152	0.87	<b>▲</b> 3.71	197
2009年	<b>▲</b> 20.32	<b>▲</b> 27.48	293	▲8.71	<b>▲</b> 12.83	326
2010年	34.82	44.08	234	25.65	28.20	307
2011年(f)	15.24	15.68	258	6.18	1.24	340
上半年(p)	16.87	20.34	101	7.60	4.02	138
下半年(f)	13.72	11.44	157	4.89	<b>▲</b> 1.36	202
2012年(f)	8.52	8.27	287	6.64	4.09	386

貿易では、2011年の輸出及び輸入はそれぞれ + 6.18%、 + 1.24%、2012年はそれぞれ + 6.64%、 + 4.09%となる見通し。

#### (2) 民間消費

・景気の持続的な回復に伴い、就業と賃金は 改善しており、2011 年第 2 四半期の失業率 は 4.30%と、金融危機発生前の水準(2008 年第 3 四半期 4.16%)に近づいてきてい る。 1~5 月の工業・サービス業の平均賃 金は前年同期比 + 3.77%となっており、政 府部門及び多くの企業は続々と賃上げを発 表している。また、電子製品の新商品発売 により、民間の消費意欲が刺激され、引き 続き活発な民間消費が見込まれる。こうし たことから、2011 年通年の民間消費は 8 兆 台湾元を突破し、前年比 + 3.55%、うち食 品 分 野 は + 1.70%、非 食 品 分 野 は + 3.80%、2012 年は + 3.18%となる見通し。

	民間消費の実質成長率 (%)				
		食品分野	非食品分野		
2006年	1.49	3.20	1.26		
2007年	2.08	0.67	2.28		
2008年	▲0.93	▲0.97	▲0.93		
2009年	1.08	1.62	1.01		
2010年	3.65	1.93	3.89		
2011年(f)	3.55	1.70	3.80		
上半年(p)	3.75	1.69	4.04		
下半年(f)	3.35	1.71	3.57		
2012年(f)	3.18	1.55	3.39		

#### (3) 固定投資

- ・民間投資については、上半期は、外需への 柔軟な対応を可能とするために業者が高額 投資を続け、高水準の生産能力を維持して きたものの、下半期は、太陽エネルギー産 業が資本支出を大幅に増加させる一方、国 際経済の不確実性は高まるなか、国内投資 に占める比重の高い半導体及び光学製品等 の産業は足元の稼動率低下に伴い生産拡大 テンポを減速させるものと見込まれる。ま た、昨年の投資水準がやや高かったことも あり、2011年下半期の民間投資は▲ 8.43%、通年では▲0.52%となる見通し。 2012年は、外需の安定的な成長や、ハイテ ク産業の生産効率向上のための設備計画の 継続に伴い、成長率が+3.43%のプラスに 転じ、その規模は2007年のピーク時(2.2 兆元)を超え、2.3兆元に達する見通し。
- ・公共部門については、政府が各種公共建設計画を引き続き推進しているものの、昨年の水準が高かったこともあり、2011年の政府固定投資は4,959億元と、2010年(4,944億元)と同程度の規模となり、物価上昇要因控除後の実質経済成長率は▲1.72%となる見込み。2012年は、政府が経済振興のための公共建設拡大計画及びダム治水等の特別予算を終了させるため、▲11.55%と減少が続く見通し。また、公営事業の固定投資については、2011年は、台湾電力及び中国石油の資本支出予算が縮減されたこと

	固	定投資名目	金額(億元	<del>(</del> )	固	定投資実質	成長率(%	,)
		民間	政府	公営事業		民間	政府	公営事業
2006年	27,307	21,516	3,849	1,942	0.07	3.31	<b>▲</b> 11.21	▲8.61
2007年	28,414	22,427	3,961	2,025	0.55	1.36	<b>▲</b> 4.46	1.57
2008年	26,659	20,101	4,460	2,098	<b>▲</b> 12.36	<b>▲</b> 15.58	1.18	▲1.98
2009年	23,557	16,406	4,920	2,232	<b>▲</b> 11.01	<b>▲</b> 17.91	16.01	2.71
2010年	29,533	22,130	4,944	2,459	23.44	32.51	<b>▲</b> 1.71	9.10
2011年(f)	29,333	22,223	4,959	2,151	<b>▲</b> 1.72	<b>▲</b> 0.52	<b>▲</b> 1.72	<b>▲</b> 12.75
上半年(p)	14,169	11,251	2,069	849	4.88	8.49	<b>▲</b> 3.61	<b>▲</b> 15.65
下半年(f)	15,164	10,972	2,890	1,302	<b>▲</b> 7.26	▲8.43	▲0.31	▲10.71
2012年(f)	29,970	23,221	4,469	2,280	1.18	3.43	<b>▲</b> 11.55	5.57

により▲ 12.75%となるものの、2012 年は + 5.57%となる見通し。

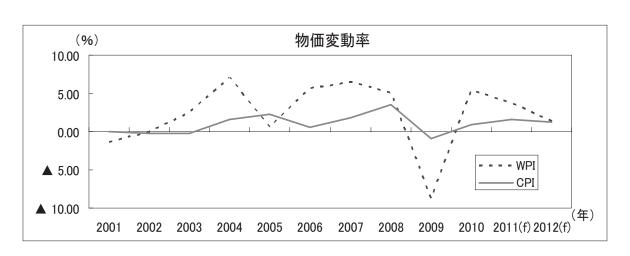
#### (4) 物価

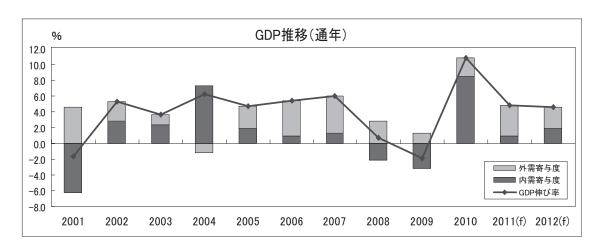
- ・国際原油価格は高水準を維持しているが、 世界経済の成長減速の影響から、上昇の勢いは限られたものとなっている。2011 年は、OPEC 原油価格を1バレル=107米ドル(7月の予測値107.5米ドルより0.5米ドル低く、5月の予測値106.5米ドルより0.5米ドル高い)と予測しており、一部国際農工原料価格もやや回復することから、2011年の卸売物価(WPI)は+3.76%となる見通し。2012年は前年の水準がやや高いこともあり+1.36%となる見通し。
- ・消費者物価 (CPI) については、国内食品及 びエネルギー等関連商品に対する国際原材 料価格の上昇圧力は弱まっており、また、 台風の季節に入ってからも天候が安定して いるほか、政府による各種物価安定措置や CPI の 2 割を占める家賃も安定しており、

物価の上昇を和らいでいる。こうしたことから 2011 年の消費者物価は7月の+1.89%から+1.59%に下方修正、2012年は+1.21%となる見通し。

#### (5) 以上を総合すると、

2011 年通年の経済成長率の見通しは + 4.81%となり (台湾プラスチック第六ナフサ 工場の稼動停止の要因は考慮せず)、7月時点 (+5.06%) から 0.20 ポイント、5 月時点 (+5.06%) から 0.25 ポイントの下方修正となる。このうち、上半期の経済成長率は + 5.58%となり、5 月時点 (+5.57%) とほぼ同程度。また、下半期は、世界経済の不確実性が高まっているため、経済成長率は + 4.11%となる見通し。2011 年通年の一人当たり GDP 及び GNP は、いずれも 2 万米ドルの大台を突破し、それぞれ 2 万 629 米ドル、2 万 1,280 米ドル、CPI は + 1.59%となる見通し。2012 年の経済成長率は + 4.58%、一人当たり GDP 及び GNP は、それぞれ 2 万



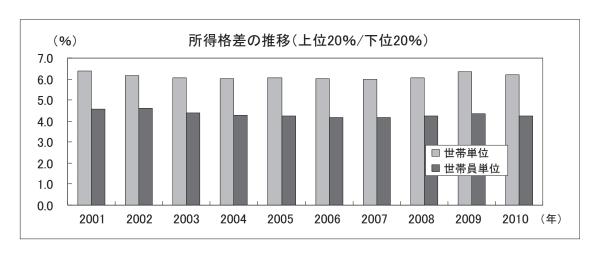


1,459 米ドル、2万2,176 米ドル、CPI は+1.21%となる見通し。

#### Ⅲ. 2010年家庭収支調査

- 1. 世帯当たり可処分所得は平均88.9万元、中位数77.1万元
  - (1) 2010年は、国内景気が回復し、就業市場も 改善していることから、全体の世帯所得総額 は8兆8,113億元で、前年比+1.6%となっ た。世帯当たりの平均可処分所得は88.9万 元で、前年比+0.2%の微増となった。2010 年の世帯数は前年の768.8万世帯から784.1 万世帯に増加し、世帯人員の平均は前年の 3.34人から3.25人に減少した。このため、 一人当たりの平均可処分所得は27.4万元、 前年比+3.0%となった。
  - (2) 中位数でみると、世帯当たりの可処分所得は77.1万元、前年比+0.2%となった。また、一人当たりの可処分所得は23.2万元、+3.1%となった。

- 2. 可処分所得の格差は世帯単位では 6.19 倍、世帯員単位では 4.25 倍
  - (1) 各世帯を可処分所得により5等分した場合の上位20%の世帯の平均可処分所得は178.7万元、(前年比▲0.2%)、下位20%の平均可処分所得は28.9万元(前年比+2.2%)となった。その格差は6.19倍となり、前年の6.34倍に比べ0.15倍分減少した。ジニ係数は0.342となり、前年の0.345を下回った。
  - (2) 2010 年の国内経済成長率は前年の▲ 1.93%から + 10.88%へと大幅に成長し、就業及び賃金の増加をもたらした。特に低所得層が大きな恩恵を受け、その雇用報酬の増加率(+5.8%増)は高所得層(+0.5%)を大きく上回っており、2010年の所得分配状況は前年より改善している。
  - (3) 社会経済環境の変化から、少人数世帯が一般的となっている。世帯単位で計算した平均可処分所得は世帯員数の変動に左右されるため、可処分所得の格差を世帯員単位で計算し直すと、2010年は4.25倍(前年の4.35倍よ



- り0.1 倍分縮小)となり、世帯単位で計算した数値を下回り、比較的穏当なものとなっている。
- (4) 各国との比較については、各国の事情の違いから調査内容が異なっており、所得内容、調査対象・範囲も大きく異なる。このため国際間での所得格差の比較はあまり意味がない。しかし、変化の傾向を観察してみると、専門分野に応じた世界的な分業、知識経済の発展、人口高齢化、世帯構成の変化といったものに伴い、世帯単位の所得格差は、各国とも長期的に拡大傾向にある。
- 3. 政府移転収支により所得格差は1.53 倍分縮小
  - (1) 2009 年は、金融危機が景気に大きな影響を与えたため、政府は弱者保護と消費振興のため、給与所得補助や消費券などの措置を講じ、こうした政府機関の補助による所得格差の縮小効果は過去最大の1.75 倍分まで拡大した。
  - (2) 2010年は、景気の回復が明確となり、給与所得の補助(2009年151億元)及び消費券(833億元)が終了し、政府の社会福祉措置が平時の状態に戻っていくなか、その所得再分配効果は1.42倍分まで縮小している。しかし、依然として金融危機発生前の水準(2007

- 年1.40 倍分)を上回っている。このほか、世帯から政府への移転支出によっても所得格差は0.11 倍分縮小している。
- (3) 世帯と政府との間の移転収支に伴う所得格差の縮小は合計で1.53 倍分となっており、仮に、政府との移転収支がなかったとすると、2010年の所得格差は7.72倍となり、2009年より0.5倍分低く、2008年の7.73倍よりも僅かながら低いものとなる。
- 4. 世帯当たり平均消費支出▲ 0.50%、貯蓄率 + 2.8%
  - (1) 2010年の全世帯消費支出総額は5兆5,066 億元、前年比+1.5%となり、世帯当たり平 均消費支出は70.2万元、前年より▲0.5%の 微減となった。一方、世帯当たりの平均貯蓄 は18.7万元、前年より+2.8%となった。
  - (2) 世帯当たりの平均消費支出の内訳を見ると、住宅サービス、水道・電気・ガス及びその他燃料(24.6%)が最も多く、次いで食品飲料及びタバコ(16.6%)となっている。このほか、国民寿命の延長に伴い衛生保健観念が強くなっており、医療保険支出は14.4%となっている。

年別	政府移転收支前 所得格差(倍率)	政府から後の所得	の移転收入 啓差 (倍率)	政府に対す後の所得格	トる移転支出 各差 (倍率)	所得再分配効果
十加	A	В	社福効果 C=A-B	D	租税効果 E=B-D	F=C + E
1991	5.31	5.07	0.24	4.97	0.10	0.34
1996	6.17	5.49	0.68	5.38	0.11	0.79
2001	7.67	6.54	1.13	6.39	0.15	1.28
2002	7.47	6.29	1.18	6.16	0.13	1.31
2003	7.32	6.20	1.12	6.07	0.12	1.24
2004	7.41	6.17	1.24	6.03	0.15	1.39
2005	7.45	6.18	1.26	6.04	0.15	1.41
2006	7.45	6.16	1.29	6.01	0.15	1.45
2007	7.52	6.12	1.40	5.98	0.14	1.54
2008	7.73	6.20	1.53	6.05	0.16	1.69
2009	8.22	6.47	1.75	6.34	0.13	1.88
2010	7.72	6.30	1.42	6.19	0.11	1.53

- 5. 生活の現代化
  - (1) 設備普及率: 2010年の携帯電話及びケーブルテレビの普及率は、それぞれ90.6%、83.0%まで上昇している。また、パソコンの普及率は71.3%まで上昇し、そのうち95%の世帯でインターネットが使用されている。
  - (2) 持家比率:人口及び住宅全国調査にあわせ、 「持家」の定義を「世帯員のいずれか一人又は 直系親族が所有権を有する場合」から「経常 的に同居している世帯員が所有権を有する場 合」に改定したところ、2010年の持家比率は 84.9%となった。
- 6. 政府実物給付により所得格差は 0.52 倍分縮 小

- (1) 各種の社会福祉施策による所得再配分効果 を把握するため、上述の給付項目のほか、そ の他の政府実物給付(例えば、3才以下の幼 児に対する医療補助、身体障害者に対する在 宅サービス等)について、明細資料や財務税 務資料を収集・活用し、各世帯の所得階層を 並び替え、所得再分配効果を推計した。
- (2) その結果によれば、2010年の政府実物給付総額は909億元、世帯当たり平均受益額は1.2万元となっている。このうち、低所得層は2.8万元、高所得層は0.5万元となっており、2010年の可処分所得格差6.19倍は、政府実物給付を加味することにより5.67倍となり、0.52倍分縮小する。これは2009年の0.46倍分を上回っている。

重要経済指標

					/生1月1日/8					
	実質 GDP	経済成力	長率(GDI	P) (%)	一人当た	b GDP	一人当た	: b GNP	消費者物 価上昇率	卸売物価 上昇率
	(百万台湾元)	前年 同期比	前期比	前期比 (年率換算)	台幣元	米ドル	台幣元	米ドル	(%)	上升率 (%)
1996年	7,953,510	5.54	_	_	368,729	13,428	373,836	13,614	3.07	▲1.00
1997年	8,389,017	5.48	_	_	396,355	13,810	400,497	13,955	0.90	▲0.46
1998年	8,679,815	3.47	_	_	421,519	12,598	424,659	12,692	1.68	0.60
1999年	9,198,098	5.97	_	_	438,384	13,585	442,497	13,712	0.18	<b>▲</b> 4.55
2000年	9,731,208	5.80	_	_	459,212	14,704	465,502	14,906	1.25	1.83
2001年	9,570,584	<b>▲</b> 1.65	_	_	444,489	13,147	453,084	13,401	▲0.01	<b>▲</b> 1.35
2002年	10,074,337	5.26	_	_	463,498	13,404	474,294	13,716	▲0.20	0.05
2003年	10,443,993	3.67	_	_	474,069	13,773	488,645	14,197	▲0.28	2.48
2004年	11,090,474	6.19	_	_	501,849	15,012	518,280	15,503	1.61	7.03
2005年	11,612,093	4.70	_	_	516,516	16,051	529,313	16,449	2.31	0.62
2006年	12,243,471	5.44	_	_	536,442	16,491	550,099	16,911	0.60	5.63
2007年	12,975,985	5.98	_	_	563,349	17,154	577,869	17,596	1.80	6.47
2008年	13,070,681	0.73	_	_	548,757	17,399	562,439	17,833	3.53	5.15
2009年	12,818,935	<b>▲</b> 1.93	_	_	540,643	16,353	558,565	16,895	▲0.87	▲8.74
第1季	2,914,680	▲8.56	<b>▲</b> 1.03	<b>▲</b> 4.07	129,527	3,808	135,274	3,977	▲0.01	<b>▲</b> 9.84
第2季	3,066,816	<b>▲</b> 7.23	3.21	13.47	128,880	3,886	132,821	4,005	▲0.85	<b>▲</b> 12.80
第3季	3,284,954	<b>▲</b> 1.21	2.82	11.78	136,622	4,160	139,578	4,250	<b>▲</b> 1.35	<b>▲</b> 11.52
第4季	3,552,485	9.24	4.31	18.38	145,614	4,499	150,892	4,663	<b>▲</b> 1.26	0.01
2010年	14,213,925	10.88	_	_	587,892	18,588	605,921	19,155	0.96	5.46
第1季	3,310,846	13.59	4.18	17.78	141,798	4,437	148,533	4,647	1.28	6.59
第2季	3,461,063	12.86	0.59	2.36	142,791	4,472	147,536	4,621	1.10	8.49
第3季	3,636,227	10.69	0.90	3.67	150,539	4,709	153,915	4,814	0.37	4.14
第4季	3,805,789	7.13	0.29	1.18	152,764	4,970	155,937	5,073	1.11	2.80
2011年(f)	14,897,423	4.81	_	_	600,262	20,629	619,258	21,280	1.59	3.76
第1季(r)	3,514,821	6.16	3.46	14.57	145,916	4,945	152,742	5,176	1.28	3.90
第2季(p)	3,634,862	5.02	0.23	0.91	144,680	5,006	149,007	5,156	1.63	3.97
第3季(f)	3,762,753	3.48	▲0.16	▲0.62	151,164	5,218	154,648	5,338	1.42	3.51
第4季(f)	3,984,987	4.71	1.57	6.41	158,502	5,460	162,861	5,610	2.08	3.63
2012年(f)	15,580,083	4.58	-	_	622,971	21,459	643,798	22,176	1.21	1.36
第1季(f)	3,655,677	4.01	2.16	8.91	150,695	5,191	157,737	5,434	1.51	2.04
第2季(f)	3,771,944	3.77	0.29	1.18	149,502	5,150	154,425	5,319	0.99	1.55
第3季(f)	3,958,363	5.20	1.12	4.56	158,082	5,445	162,029	5,581	1.53	1.50
第4季(f)	4,194,099	5.25	1.69	6.94	164,692	5,673	169,607	5,842	0.79	0.35

(注) r:修正值、p:速報值、f:予測值

内需・外需寄与度(対前年同期比)

																		I	H	
	GDP	国内	国内需要		#	77.72	垂	固定答本形成	<b>长形成</b>									国外需发	表	
				氏尚消質	消質	<b>坂</b> 府消費	消質	Ž Į	<u> </u>	民間投資	没資	公営事業投資	業投資	政府投資	交資		輸出	田田	讏	7
	成長率	成長率	寄与度	成長率	寄与庚	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度
2001	▶1.65	<b>▲</b> 5.75	▲6.21	0.98	0.62	1.86	0.27	17.91	▶5.18	▲22.98	▲4.59	\$0.0€	0.00	▲9.22	▶0.59	4.56	№8.60	▲4.73	▲14.75	▲9.29
2002	5.26	2.75	2.84	3.26	2.12	1.55	0.24	1.12	0.27	7.12	1.11	▶2.58	₹0.07	▶13.18	₹0.77	2.42	11.37	5.81	6.21	3.39
2003	3.67	2.34	2.37	2.91	1.85	▶1.23	▶0.18	▶0.11	▶0.02	1.93	0.31	▶4.70	▲0.11	▲4.47	▲0.22	1.30	10.23	5.53	7.68	4.23
2004	6.19	7.36	7.34	5.17	3.27	0.57	0.08	13.96	3.12	25.62	4.01	▶20.60	▲0.46	▶9.59	▲0.43	▶1.15	15.40	8.86	17.50	10.01
2005	4.70	1.83	1.85	2.90	1.81	0.19	0.03	2.66	0.64	1.53	0.28	14.77	0.25	2.82	0.11	2.86	7.78	4.86	3.16	2.00
2006	5.44	0.97	0.95	1.49	0.92	▲0.71	€0.0	0.07	0.02	3.31	0.59	▶8.61	▶0.16	▶11.21	▲0.42	4.49	11.41	7.34	4.57	2.85
2007	5.98	1.42	1.34	2.08	1.23	2.09	0.25	0.55	0.12	1.36	0.24	1.57	0.02	▶4.46	▶0.14	4.65	9.55	6.49	2.98	1.85
2008	0.73	▲2.35	▶2.11	▶0.93	▲0.53	0.83	0.10	▶12.36	▶2.61	▶15.58	▶2.62	▶1.98	▶0.03	1.18	0.03	2.84	0.87	0.61	▲3.71	▲2.23
2009	▶1.93	▶3.64	▲3.17	1.08	0.61	3.88	0.45	▶11.01	▶2.03	▶17.91	▲2.52	2.71	0.04	16.01	0.46	1.25	▶8.71	▲6.13	▶12.83	▲7.38
2010	10.88	9.91	8.48	3.65	2.11	1.76	0.22	23.44	3.92	32.51	3.83	9.10	0.14	▲1.71	▶0.06	2.40	25.65	16.81	28.20	14.40
I	13.59	14.82	12.78	3.02	1.91	2.91	0.34	28.61	4.33	42.29	4.71	▶1.68	▶0.02	▲12.52	▶0.36	0.81	39.11	22.92	49.32	22.11
П	12.86	10.34	8.92	4.32	2.52	1.33	0.16	31.98	5.05	39.22	4.36	30.91	0.43	7.93	0.26	3.94	32.89	21.42	34.04	17.49
Ħ	10.69	10.24	8.77	4.63	2.63	0.40	0.05	24.62	4.32	35.57	4.52	▶0.46	▶0.01	₹2.65	▲0.20	1.92	20.45	13.98	22.31	12.06
IV	7.13	5.10	4.30	2.68	1.44	2.48	0.31	12.34	2.22	16.78	2.02	7.19	0.16	1.10	0.04	2.83	15.13	10.42	14.26	7.59
2011(f)	4.18	1.13	0.96	3.55	1.92	▶0.36	▶0.04	▲1.72	▲0.32	▲0.52	▶0.07	▲12.75	♠0.19	▲1.72	₹0.05	3.85	6.18	4.59	1.24	0.73
I (r)	6.16	2.86	2.49	4.38	2.50	0.21	0.02	8.59	1.47	11.40	1.59	▶12.01	▲0.12	0.10	0.00	3.67	11.18	8.03	7.40	4.36
(d) II	5.02	2.61	2.20	3.12	1.69	0.40	0.04	1.60	0.30	5.66	0.78	▶17.80	▶0.29	€0.09	▶0.19	2.82	4.39	3.37	06.0	0.55
(J) III	3.48	₹0.93	<b>◆</b> 0.79	3.09	1.66	0.93	0.10	▲7.37	<b>▲</b> 1.45	▶9.91	▶1.54	▲4.51	▶0.06	4.86	0.14	4.27	4.04	3.01	<b>▲</b> 2.12	▲1.27
(J) (I)	4.71	0.18	0.15	3.61	1.86	▲2.57	▲0.31	▲7.16	<b>▲</b> 1.35	<b>№</b> 6.76	▶0.89	▶14.03	▲0.31	▲4.42	▲0.16	4.56	5.70	4.22	▶0.59	▲0.34
2012(f)	4.58	2.35	1.92	3.18	1.70	0.53	0.00	1.18	0.21	3.43	0.46	5.57	0.07	▶11.55	▲0.32	2.66	6.64	4.99	4.09	2.33
(III BC) (Care)	14 15 4 45 P	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	# % E											1						

(出所) 行政院主計処 2011年8月18日発表

内需・外需寄与度(対前期比、年率換算)

	> < ?													(漢(三))
	מרי											国外需要	需要	
	GDF	国内需要	調機	民間消費	肖費	政府消費	消費	固定資本形成	本形成		輸出	=======================================	輸入	~
	成長率	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度
2008														
П	5.55	9.15	7.92	0.95	0.54	<b>►</b> 5.84	▶0.70	45.27	8.07	▲2.37	7.59	5.40	13.47	7.77
П	▶0.06	▶12.85	▶11.95	▶3.59	<b>▲</b> 2.01	1.78	0.20	▶38.86	▶10.13	11.89	▶1.06	<b>▲</b> 0.77	▶19.38	<b>▲</b> 12.65
Ħ	<b>▲</b> 13.57	▲11.22	▶9.49	<b>▲</b> 8.75	<b>▲</b> 4.70	0.24	0.02	<b>▲</b> 23.75	▲4.81	▶4.09	▲3.97	<b>▲</b> 2.74	2.50	1.34
N	<b>▲</b> 18.78	€2.7	₹6.56	0.78	0.40	7.63	08.0	▲37.71	<b>▲</b> 7.76	<b>▲</b> 12.22	<b>▲</b> 54.92	<b>▲</b> 49.34	▶52.04	<b>▲</b> 37.13
2009														
Н	▲4.07	▶16.80	▶15.70	4.19	2.38	5.21	0.63	▶71.69	▲18.71	11.64	<b>▲</b> 27.12	<b>▲</b> 19.06	<b>▲</b> 47.54	<b>▲</b> 30.70
П	13.47	15.12	12.87	1.31	0.82	1.58	0.21	120.04	11.84	09.0	51.83	27.43	70.14	26.83
Ħ	11.78	7.45	6.50	1.86	1.12	4.21	0.54	34.04	4.84	5.28	45.69	26.30	47.03	21.02
IV	18.38	21.96	18.47	13.67	7.91	3.44	0.44	73.95	10.12	€0.0	30.62	20.11	40.52	20.19
2010														
Н	17.78	21.59	18.28	▶5.18	▲3.17	1.30	0.16	171.91	21.29	▶0.50	27.54	18.68	36.52	19.18
П	2.36	₹7.67	<b>♦</b> 6.89	8.55	4.46	<b>▲</b> 1.15	▲0.13	<b>▲</b> 42.24	<b>▲</b> 11.22	9.25	24.81	16.41	12.85	7.15
<b>=</b>	3.67	5.01	4.20	3.77	2.04	▶2.69	▲0.31	13.60	2.47	▶0.53	3.60	2.70	5.49	3.23
IV	1.18	0.18	0.16	3.33	1.79	12.43	1.32	<b>▲</b> 14.43	▶2.95	1.02	4.71	3.49	4.19	2.46
2011														
I (r)	14.57	11.14	9.49	2.30	1.31	▶8.59	▶1.06	56.79	9.25	5.08	8.93	68.9	2.90	1.81
(d) II	0.91	₹9.48	₹2.57	4.11	2.15	0.87	0.00	▶33.69	▶7.81	6.48	0.84	0.63	▶9.64	<b>◆</b> 5.85
(J) III	<b>▲</b> 0.62	₹2.55	▶4.61	2.92	1.53	▶0.16	▶0.02	₹30.07	▶6.13	3.99	4.30	3.15	▲1.47	▶0.84
IV (f)	6.41	4.85	3.95	3.55	1.93	▲0.53	\$0.0€	12.92	2.08	2.47	8.64	6.48	7.11	4.01
						1								

(出所) 行政院主計処 2011年8月18日発表 (注) ▲はマイナス

# 2011年第2四半期国際収支を発表

中央銀行が8月19日に発表した2011年第2四半期の国際収支によると、経常収支が、90.2億米ドルの黒字、金融収支が49.0億米ドルの流出超、総合収支が49.0億米ドルの黒字(中央銀行準備資産の増加)となった。

#### (経常収支)

経常収支については、輸出入ともに四半期の金額として過去最高となった。このうち輸出は、海外からの情報通信、電子機械等に対する需要が増加したことから+14.5%となった。一方、輸入は、原油等の国際原材料価格が依然として高止まっているほか、輸出の増加に伴う需要が拡大していることから+19.5%となった。輸入増加額が輸出増加額を上回ったことにより、貿易収支は、前年同期比19.7億米ドル減少し、59.0億米ドルの黒字となった。

サービス収支については、主に三角貿易による 純収入及び旅行収入の増加等により、前年同期比 2.7億米ドル増加し、8.1億米ドルの黒字となっ た。所得収支は、外貨準備資産の投資所得の増加 等により、前年同期比1.5億米ドル増加し、34.7 億米ドルの黒字となった。経常移転収支は、東日 本大震災に関する日本への義捐金等によって、前 年同期比4.4億米ドル増加し、11.6億米ドルの赤 字となった。

このように、サービス及び所得収支の黒字が拡大したものの、貿易収支の黒字が減少し、経常移転収支の赤字が増加したことにより、経常収支は、黒字が前年同期比 19.9 億米ドル (▲ 18.1%)減少した。

#### (金融収支)

金融収支については、直接投資が24.6億米ドル、証券投資が74.8億米ドルの流出超となった。このうち、居住者による対外証券投資は、127.9億米ドルの流出超となった。これは主に、保険会社による海外債券・証券に対する投資や、居住者による海外ファンドへの投資が増加したことによるものである。一方、非居住者による国内株式や債券に対する証券投資は53.1億米ドルの流入超となった。また、その他投資は、台湾の銀行が海外からの資金調達を実施したため、45.8億米ドルの流入超となった。

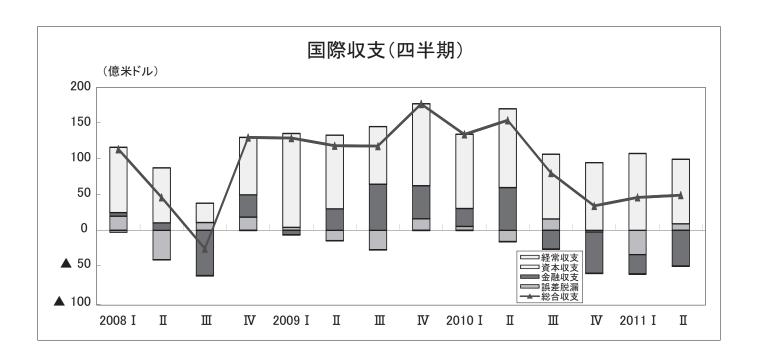
(注)台湾と日本では国際収支統計の項目が一部 異なっており、台湾における「資本収支」、「金 融収支」は、日本の国際収支統計の「その他 資本収支」、「投資収支」にそれぞれ相当する ものとなっている。

## 国際収支の推移

			2005	9000	0007	9000	0000			2010	(r)			2011	(r)
			2005	2006	2007	2008	2009		I (r)	II (r)	Ⅲ (r)	IV (r)		I (r)	II (p)
経常	サ支 所 移車 収 直接 デブ その 脱 差 脱 差 脱 きんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょく かんしょ かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしん かんしょく かんしゃ かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	支	17,578	26,322	35,154	27,505	42,911	39,899	10,392	11,006	9,053	9,448	19,749	10,734	9,015
	貿易	<b>占収支</b>	19,456	24,219	30,445	18,478	30,553	26,513	6,076	7,867	6,913	5,657	11,392	5,495	5,897
		輸出	198,456	223,785	246,500	254,897	203,399	273,823	61,652	69,921	70,093	72,157	153,568	73,542	80,026
		輸入(▲)	<b>▲</b> 179,000	<b>▲</b> 199,566	<b>▲</b> 216,055	<b>▲</b> 236,419	▲172,846	<b>▲</b> 247,310	<b>▲</b> 55,576	<b>▲</b> 62,054	<b>▲</b> 63,180	<b>▲</b> 66,500	<b>▲</b> 142,176	▲68,047	<b>▲</b> 74,129
	サ-	- ビス収	▲6,653	<b>▲</b> 3,543	▲1,640	1,847	1,991	2,649	25	532	325	1,767	1,895	1,089	806
	所得	<b>异収支</b>	9,039	9,581	10,132	9,978	12,512	13,447	5,004	3,324	2,509	2,610	8,828	5,358	3,470
	移転	<b></b> 収支	<b>▲</b> 4,264	<b>▲</b> 3,935	▲3,783	<b>▲</b> 2,798	<b>▲</b> 2,145	<b>▲</b> 2,710	<b>▲</b> 713	<b>▲</b> 717	<b>▲</b> 694	<b>▲</b> 586	<b>▲</b> 2,366	<b>▲</b> 1,208	<b>▲</b> 1,158
資ス	資本収支		▲117	<b>▲</b> 118	<b>▲</b> 96	<b>▲</b> 334	▲96	<b>▲</b> 116	<b>▲</b> 36	<b>▲</b> 36	<b>▲</b> 21	▲23	<b>▲</b> 56	<b>▲</b> 32	<b>▲</b> 24
金融	蚀収っ	支	2,302	<b>▲</b> 19,620	▲38,951	<b>▲</b> 1,660	13,561	66	2,499	5,982	<b>▲</b> 2,621	<b>▲</b> 5,794	<b>▲</b> 7,722	<b>▲</b> 2,708	<b>▲</b> 5,014
	直接投資		<b>▲</b> 4,403	25	▲3,338	<b>▲</b> 4,855	▲3,072	<b>▲</b> 9,061	<b>▲</b> 1,127	<b>▲</b> 2,085	<b>▲</b> 2,756	▲3,093	<b>▲</b> 7,274	<b>▲</b> 4,814	<b>▲</b> 2,460
	証券投資		▲2,857	▲18,965	<b>▲</b> 40,062	<b>▲</b> 12,250	▲10,327	▲20,663	<b>▲</b> 2,340	<b>▲</b> 7,660	▲10,232	<b>▲</b> 431	<b>▲</b> 19,501	<b>▲</b> 12,018	<b>▲</b> 7,483
	デリバティ ブ		▲1,003	▲965	▲289	1,589	852	626	29	331	153	113	880	535	345
	その他		10,565	285	4,738	13,856	26,108	29,164	5,937	15,396	10,214	▲2,383	18,173	13,589	4,584
誤差	· ・ 脱 沙	扇	293	<b>▲</b> 498	▲127	763	<b>▲</b> 2,250	324	546	<b>▲</b> 1,575	1,587	▲234	▲2,479	▲3,405	926
中釒	艮準俳	肯資産変動	▲20,056	<b>▲</b> 6,086	4,020	<b>▲</b> 26,274	<b>▲</b> 54,126	<b>▲</b> 40,173	<b>▲</b> 13,401	▲15,377	<b>▲</b> 7,998	▲3,397	▲9,492	<b>▲</b> 4,589	<b>▲</b> 4,903

(出所) 2011.8.19 中央銀行発表 r: 修正值 p: 速報値

(注) 中銀準備資産変動は、マイナス (▲) が増加を意味し、プラスが減少を意味する。



#### 台北の歴史を歩く その9

# 台北二二八和平紀念公園周辺

片倉 佳史

台湾の首位都市として君臨する台北市。名実ともに台湾の中枢となっている大都市である。その台北の歴史をたどる旅。今回は戦前、多くの日本人が暮らしていた城内地区の中から旧台北新公園(現台北二二八和平紀念公園)を中心に紹介してみたい。

#### 台北駅の正面を走る表町通り

前回、紹介したように、地下化工事が進められる以前の台北駅は現駅舎の西側に隣接していた。 旧駅舎は1930年代から流行したモダニズムの流れを汲んでいた。外観は簡素なデザインで、耐震構造を施した堅固な建物であった。

この旧駅を継続的に使用し、東隣りに現在の駅舎が造営された。新駅舎は古代中国の宮殿をイメージしたと言われ、どこからでも目に付く壮麗な建物となっている。

旧駅舎は駅前広場を含め、一切の痕跡を残していない。線路もすべて地下化されてしまい、整地されているため、訪れてみても駅があった気配は感じられない。

台北旧駅は現在、館前路と呼ばれる道路の北の延長上に位置していた。館前路は忠孝西路から南に伸びており、新光摩天楼大楼の脇を通っている。日本統治時代は表町通りと呼ばれていた。

この表町通りの突き当たりにあったのが旧台湾 総督府博物館(現国立台湾博物館)である。正面 にドームを抱く白亜の建物で、遠くから眺めるだ けでもその威容は伝わってくる。旧台湾総督府 (現総統府)や旧専売局(現台湾菸酒有限公司)、 旧台湾総督官邸(現台北賓館)などと並び、日本 統治時代の台北を代表する名建築の一つである。



旧表町通りの様子。現在は館前路と呼ばれている。奥に見えるのが国立台湾博物館である。

#### 大都会のオアシス・二二八公園

台北二二八和平紀念(記念)公園は通称二二八公園と呼ばれている。ここは日本統治時代に台北新公園として開かれ、戦後も長らく新公園の名称で親しまれてきたが、陳水扁市長時代の1996年2月28日に改名されて現在に至る。

ここは「大都会のオアシス」という表現がぴったりとあてはまる空間である。台北に限らず、台湾の都市は人口密度が極度に高く、家屋が道路にせり出していることもあって、圧迫感が強い。もちろん、それゆえに活気があるようにも見えるのだが、こうした豊かな緑に触れていると、やはり心が和やかになる。この公園も多くの人々に愛されており、明け方から夕刻まで、散策を楽しむ市民の姿を見かける。

この公園の面積は71520平方メートル。開園は

1908年となっている。当時、台北には圓山に公園があり、そのことから、「台北新公園」と名付けられた。圓山公園が自然地形を利用したものであるのに対し、こちらは欧州式の公園となっていた。言うまでもなく、台湾初の都市公園であった。

後述する国立台湾博物館の裏手には池があり、 その畔には日本式の石燈籠が残っている。一部が 破損した状態だが、原型は留めている。なお、この 池も戦前からあるもので、子供たちが遠足で公園 を訪れると、必ずや橋上で記念撮影をしたという。 この石組みの橋も戦前に設けられたものである。

さらに、1934(昭和9)年にラジオ局が設けた 放送塔も古蹟として保存されている。この放送塔 は大きなものではないが、屋根の部分に東洋的な 雰囲気を感じさせている。一説には、これは神社 の石燈籠を模して作られたと言われている。1945 (昭和20)年8月15日正午には玉音放送もここか ら流れたと言われている。

また、公園の西側には屋外音楽ステージも設けられていた。これは現在も姿を留めている。戦後に改修されているが、場所は同じである。さらにその南側には小さな祠があるが、ここには菅原道真を祀った天満宮があった。

公園の敷地の南端近くには護国神社の神馬像が 置かれている。脇腹の部分には桜に台湾の「台」



国立台湾博物館の正面には一対の銅牛が置かれている。これは仏 教団体が寄贈したという説や、満州国が台湾神社に贈ったものと する説など、複数の推測がなされているが、詳細は不明である。



公園の南側には護国神社の神馬像が安置されている。しかし、解 説板などはなく、その存在を知る人は多くない。脇腹の部分には 護国神社の社紋を読み取ることができる。



ラジオ放送局が設けた屋外放送塔。石組みを模しており、堅牢な 印象を与えている。現在、これは台北市が指定する古蹟に挙げら れ、保存対象となっている。

の字を組み合わせた護国神社の社紋が今も確認できる。ただ、この神馬像がどういった経緯でここに運び込まれ、安置されているのか、そういった 背景はすべて謎である。

### 二二八事件の悲劇を後世に伝える

二二八事件は1947年に起きた台湾の民衆による蜂起事件である。台湾史上最も凄惨な事件の一つであり、その後に中華民国政府が行なった白色テロ(蒋介石一派による反対派の粛清と弾圧)と合わせると、その痕跡は現在も台湾社会に根深い影を落としている。

事件は終戦後の混乱期に起こっている。日本に 代わり、新たな統治者となった中華民国政府は支 配者として台湾に乗り込んできたため、様々な混乱が生じた。政府は日本人が残していった資産を 全て接収し、要職を独占したりした。

こういった横暴は各地で繰り広げられ、外省人 と呼ばれた移入者たちへの不満が高まっていっ た。これに対して台湾の人々が立ち上がったのが 二二八事件である。

事件の発端は林江邁という中年女性がヤミタバコ摘発隊に暴力を振るわれ、これに民衆が抗議。その後、旧台湾総督府専売局へ押し掛けたが、旧台北市役所では当局が民衆に向かって機銃掃射を行なった。これを受け、人々は台北新公園にあったラジオ放送局を占拠し、全土へ向けて蜂起を促した。

これは結果的に軍隊による徹底鎮圧を受け、その後、白色テロと呼ばれる言論統制の時代が続いていった。人々は言論の自由を奪われ、不当逮捕や強制連行、思想改造、拷問などが繰り返されたのは周知の事実であろう。

後述するが、このラジオ放送局の建物は二二八事件と白色テロの時代を後世に伝える博物館となっている。館内は1階と2階が常設展示空間となっている。台湾の歴史から当時の世相、二二八事件の概要、白色テロの実態、そして民主化の流れなどが紹介されている。



台湾銀行頭取の柳生一義の銅像があった場所には孔子像が設けられている。銅像は現存しない。



かつては明石元二郎総督と鎌田正威秘書官の墓地鳥居が移設されていた。2010年11月に本来鳥居があった旧三板橋共同墓地(現林森公園)に戻されている(2010年8月攝影)。

現在、公園の中央には二二八紀念碑と呼ばれる モニュメントがある。ここでは毎年2月28日に 追悼式典が開かれている。このモニュメントのす ぐ脇に、かつて児玉源太郎の銅像があった。なお、 公園内には児玉源太郎のほか、後藤新平と台湾銀 行頭取の柳生一義の銅像もあったが、いずれも現 存しない。

### 記念館として残ったラジオ放送局

二二八公園の中にはラジオ放送局だった建物が 残っている。この建物は現在、「二二八紀念館」と 呼ばれており、二二八事件について紹介するスペースとなっている。戦後に何度か改修工事が施 され、増築もされているが、その面影は今も残っ ている。

この建物は1931(昭和6)年に竣工している。 設計者は台湾総督府営繕課の栗山俊一。スペイン 風コロニアル様式と呼ばれるスタイルで、大きな バルコニーの存在が特色とされている。南国の強 い陽射しを浴びて、ひときわ明るい雰囲気をまと う建物である。

建物を遠くから眺めると、生い茂った緑の中で、 際立った華やかさを放つその姿が印象的だ。その 様子は確かに南欧に見られそうな雰囲気で、「ス ペイン風」という表現にも納得がいく。 しかし、屋根の部分に注目すると、瓦が配されており、東洋的なセンスが加味されている。また、公園内に設けられたことで、周囲の景観を損なわないよう、そのデザインは格別の配慮がなされていたという。壁は当時から淡黄色であり、窓枠には薄茶色のタイルが貼られていた。いずれも、樹木との調和を意識した色合いであった。

この建物は台湾におけるラジオ放送の拠点であった。当時、ラジオは重要な情報伝達手段であった。情報統制の厳しい時代、放送内容が台湾総督府のコントロール下にあったのは言うまでもないが、公的な情報を伝達する手段として重視されていたのは確かである。

戦後を迎え、国民党政府に台湾総督府が残した 施設が接収された後も、ここの用途は変わらな かった。日本だけでなく、国民党政府にとっても ラジオは重要な伝達機関だったのである。

二二八事件の際、民衆はここからラジオを用いて全土に決起をうながしたことはすでに述べたが、皮肉なことに、事件が終結に向かうと、今度は政府が制令を伝える手段となり、事件の処理状況を告知するために用いられた。

1972年にはラジオ放送局の新社屋が完成する。 これと同時にこの建物は用済みとなった。管理は 台北市に委ねられ、公園の管理施設となっていた が、それは遺棄された状態であり、もともとが優 雅な雰囲気だっただけに、痛々しい姿であった。

二二八事件からちょうど半世紀が過ぎた 1997年2月28日。ここは二二八紀念館として再利用されることになった。現在は二二八事件と白色テロの時代を後世に伝えるべく、各種展示が行なわれている。

明るく開放的な雰囲気を漂わせたこの建物は、 威厳と格式を重視した当時の官庁建築の中では異 色の存在である。しかし、台湾が歩んできた道の りを見続けてきた存在であることに疑いはない。 ここもまた、確実に歴史の舞台なのである。



二二八紀念館として使用されている旧ラジオ放送局。日本語教育 世代のボランティア解説員もいて、日本人旅行者に人気を博して いる。

#### ドームを抱いたギリシャ風西洋建築

台湾総督府博物館は現在、国立台湾博物館として使用されている。外観は竣工時の様子をほぼ完全に保っており、古蹟にも指定されている。当時としては非常に珍しい古代ギリシャ建築を模したスタイルだった。

博物館は台北二二八和平公園の敷地内にある。 鬱蒼と生い茂った南国の緑の中で、白亜の西洋建築がどっしりとした構えを見せている。天気の良い日なら、青空に外壁の色合いが映えて美しさを増す。その様子は亜熱帯特有とも言える雰囲気を感じ取れる光景だ。

台湾には博物館や文物館が数多くある。これらは 1990 年代後半以降に立てられたものが多く、長らく続いた言論統制の時代を経て、民主化と同時に興った郷土史探訪ブームに連動している。遺棄されていた老建築や立て替えが決まった日本統治時代の官庁建築などが博物館に転用されるケースもよく見られる。しかし、日本統治時代から一貫して博物館だったのはここだけである。

この博物館は殖産興業政策の一環として設けられている。1899 (明治32) 年に台湾総督府殖産局が商品陳列館を設けたことが契機となった。当

初、この博物館は第四代台湾総督児玉源太郎と民 政長官であった後藤新平の偉績を記念して設立さ れた。名称も児玉総督後藤民政長官記念館という 名だった。

1908 (明治 41) 年 10 月 24 日には台湾総督府博物館と名を改める。現在の建物が竣工したのは1915 (大正 4) 年 4 月 18 日のことだった。初代館長には川上瀧彌が就任している。余談ながら、この川上という人物は 1897 (明治 30) 年に阿寒湖でマリモを発見した人物で、和名「毬藻」の命名者でもある。



旧台湾総督府博物館。中央にドームを抱く白亜の建物で、吹き抜けのホールが自慢だった。設計は台湾総督府技師だった野村一郎の手によった。

### 壮麗な雰囲気をまとった大型建築物

この建物の正面に立ってみると、ギリシャ式の 列柱と中央上部のドーム、そして正面の三角ペディメントが迫ってくる。この建物の主要部には 大理石が用いられているが、これはすべてがイタリア産だったと言われている。現在、台湾は大理 石の産地として知られるが、この建物に限っては 台湾産の大理石は用いられていない。

玄関には大きな門扉があり、そこには獅子の像が据え付けられている。内部に入ると、吹き抜けのロビーに出る。窓から差し込んだ木漏れ陽が大理石の床に反射して美しい。

頭上には美しいステンドグラスがはめ込まれている。このステンドグラスは児玉家の家紋である 軍配団扇と後藤家の家紋である藤を組み合わせた 図案と言われている。これは似たものが中央正面 の階段の欄干にも確認できる。

この建物の設計者は台湾総督府技師の野村一郎である。野村は日本統治時代初期の台湾で数多くの官庁建築を手がけた人物である。

やや余談となるが、野村は朝鮮総督府の設計にも携わっている。ドイツ人技師であるゲオルグ・デ・ラランデの下、国枝博とともに助手という立場で設計を担当している。

基本設計はデ・ラランゲが行なっており、野村や国枝の名が挙げられることはない。しかし、デ・ラランゲは朝鮮総督府竣工の12年も前に肺ガンで逝去しており、野村と国枝の影響が色濃いことは疑いない。実際、野村の代表作とされる台湾総督府博物館と朝鮮総督府は中央にドームを抱いていることや、ロビー正面に「Y」字型に階段が伸びていること、二階部が回廊状になってロビーを囲んでいることなど、構造的に類似点が多く、興味深いところである。

#### 職員に守られた二体の銅像

ホールの左右には児玉源太郎と後藤新平の銅像が向かい合うように立っていた。この二体の銅像は北白川宮能久親王騎馬像をも手がけた新海竹太郎によるもので、終戦後の混乱期を経て、博物館の収蔵庫に保管されていた。

現在、この銅像は特設展示室に展示されている。 詳細な日本語の解説文も用意されている。しか し、なぜこの銅像が残ったのか、その理由は今も 謎である。かつて、職員が銅像を地下倉庫に運び 込んだと言われ、その後、博物館が所有する収蔵 庫に移されたという。

10年ほど前、銅像は博物館によって特別公開されたことがあり、筆者は2004年にも攝影の機会

をもらったことがある。この時は一階ロビーまで 銅像を出してもらい、細部まで攝影できたが、銅 像を運び出したという職員は捜し出すことができ なかった。詳細は今も不明のままである。

この銅像は戦時中に実施された金属供出も逃れている。日本統治時代の銅像は戦後に国民党政府の手で撤去されたというケースが多いが、実は1943(昭和18)年から実施された金属供出によっても多くの銅像が溶かされ、砲弾などに化していった。とりわけ軍神・児玉源太郎の銅像はほとんどの場合、戦時中に撤去されている。

実は児玉源太郎と後藤新平の銅像は公園内にも あった。こちらは二体ともに戦時中に撤去の憂き 目に遭っている。また、児玉源太郎の銅像はここ 以外にも、台南州庁(現国立台湾文学館)前の大 正公園内や高雄の寿山山腹、台中公園内などにも あったが、いずれも現存しない。後藤新平の像も 同様で、ここ以外に存在しない。



児玉源太郎の像と向かい合っていた後藤新平の銅像。本来は写真 後方の花瓶の場所に置かれていた。両者の銅像は公園内にもあっ たが、こちらは現存しない。後藤像は鼻眼鏡を付けており、足下に は「大正三年新海竹太郎」と刻まれている。

# 豊富な収蔵品の数々

この博物館の展示物についても特筆するべき点 は多い。

博物館には主に台湾に関する歴史文物や学術資料が集められていたが、その収蔵総数は一万点に

およんでいた。歴史、地理、風俗、動植物、地質鉱物、原住民族の文物にいたるまで、多岐にわたっていた。

また、日本による統治の軌跡にまつわるものも多い。たとえば、児玉総督が常用したという轎や北白川宮能久親王が台北滞在時に使用した寝台などが展示されていたと伝えられる。しかし、こういったものについては、戦争と終戦後の引き揚げ時の混乱などで、その後の行方は不明なことが多い。

収蔵品の内訳を見ていると、やはり統治者の視点からその保存価値が判断されており、展覧の姿勢が見え隠れしている。植民地における博物館というものは等しく統治者の視点で運営されるが、ここも台湾総督府が自らの治績を内外に宣伝しようとした意図が随所に感じられる。つまり、日本人が台湾統治の妥当性を強調するための空間だったのである。

しかし、見方を変えてみれば、台湾にまつわる 文物を保存し、広く紹介してきた意義はやはり大 きい。また、統治者の目線とはいえ、文物や収蔵 品を民衆に閲覧させるという教育的な観点も注目 に値しよう。そう考えてみると、この博物館の存 在は小さくはない。

現在、この博物館を中心に、付近一帯の歴史建 築群をまとめて「博物園區」として整備すること が決まっている。

### 台湾、そして日本最古の蒸気機関車

博物館の屋外には二両の蒸気機関車が静態保存されている。これについても紹介しておきたい。 簡素な展示室が設けられ、その中に蒸気機関車が 置かれている。その様子は正直なところ、やや窮 屈そうで、機関車自体も取り立てて珍しいものに は見えないかもしれない。しかし、これは台湾の みならず、日本の鉄道史を語る上でも非常に重要 な存在である。

左手の機関車は「騰雲」号と呼ばれるもので、

右手の機関車は9号機関車と呼ばれている。

騰雲号は1887年、台湾巡撫(知事)の地位にあった劉銘傳が鉄道建設に着手した際、ドイツのデュッセルドルフに本社を置くホーエンツォレルン社から輸入されたものである。

この機関車は基隆と台北が開通した 1891 年から使用されている。1895 (明治 28) 年には台湾割譲によって日本に接収され、軍用機関車となった。これは1号機関車と呼ばれた。同型の機関車はもう1両あり、2号機関車、もしくは「御風」号と呼ばれた。ただ、こちらは1928 (昭和 3) 年に引退し、解体されている。

9号機関車は、騰雲号が台湾初の機関車であるのに対し、こちらは日本を最初に走った蒸気機関車である。イギリスのエイボンサイド社製で、1872(明治5)年9月の新橋-横浜間の開業時、同線を走った10両のうちの1両である。当初は7号機関車と呼ばれていた。

この形式の機関車は全部で2両あったが、両者とも1901(明治34)年に除籍となり、台湾総督府へ譲渡されている。この時点で車齢は30年となっていたが、両機とも故障が少なく、高い評価を受けていたという。

しかし、この機関車の相方は台湾へ運ばれる途中で海難に遭ってしまった。大倉組所有の鶴彦丸は10月7日の午後4時半前後、五島列島沖で座礁。沈没してしまったのである。

そして、この機関車だけが台湾上陸を果たした。この時、台湾にはすでに8両の機関車が在籍していた。そのため、1906(明治39)年に9号機と命名される。その後は南部に運び込まれ、主に高雄(打狗)と台南の間を走った。そして、1926(大正15)年に現役を退き、除籍となっている。

この時、解体も検討されたというが、歴史的価値が考慮され、この場に静態保存されることになった。日本統治時代に撮影された古写真も残っている。この時代から引退した蒸気機関車を産業

遺産として保存するという発想があったことは驚きに値する。



左手の機関車は騰雲号。1887年にドイツのホーエンツォレルン社から輸入されたもの。9号機関車は台湾に残る最古の蒸気機関車。 日本で最初に走った蒸気機関車でもある。

#### 博物館へと変わった銀行建築

国立台湾博物館土銀展示館。ここは旧日本勧業 銀行台北支店の建物である。日本統治時代に日本 勧業銀行台北支店として建てられ、戦後は長らく 土地銀行の店舗となっていた。現在は国立台湾博 物館に移管され、展示空間となっている。

この建物は台湾において、台湾銀行本店とともに銀行建築の双璧とされた建造物である。日本勧業銀行の支店として設けられたが。実際は台湾における本店機能を併せ持つ店舗だった。

日本勧業銀行は主に農業方面の振興を支援する ために設けられた金融機関である。台湾には5つ の店舗を開いていた。現在はここ台北と台南に建 物が残っているが、両者とも鉄筋コンクリート造 りで、石組みの壁面が特色となっている。

これは戦前の典型的な銀行建築である。威厳を大きく強調し、道路に面して8本の大列柱が並ぶ。 用材には花崗岩や大理石が用いられ、見るからに 堅牢な造りである。竣工は1933(昭和8)年。設 計は日本勧業銀行営繕課が担当したという。 外観に関しては、何よりも大列柱が存在感を示している。ここまで見事な列柱建築は台湾では珍しく、上方を見上げると、そこにはライオンの顔が彫られている。そして、建物の脇にはマヤ風の渦模様が付けられている。こういったアクセントも、この建物の風格を支えている。

終戦を迎えると、建物は国民党政府に接収され、 土地銀行へ移管された。1989年には老朽化を理 由に一度は取り壊しも検討された。しかし、この 時は建築界が奔走して各方面を説得。取り壊しを 免れたという。

ここ数年は放置状態となっていたが、現在は国立台湾博物館から「土銀展示館」という名称が与えられている。吹き抜けの館内には高い天井を生かし、恐竜展などが行なわれている。



名実ともに台湾を代表する銀行建築。どっしりとした重厚な建物 である。壁面には装飾が施され、マヤ絵画を参考にしたという渦 巻き状の装飾がある。



館内の様子。3年以上の歳月を経て修復工事は終わり、2009年12月25日に国立台湾博物館土銀展示館として再オープンした。高い天井を利用して、館内には恐竜の展示がある。このほか、台湾の銀行史を紹介した展示室もある。

#### 旧三井物産株式会社台北支店

旧台湾総督府博物館の斜め前には三井物産の台 北支店があった。この建物は昭和期に入ってから 流行したオフィスビルのスタイルである。装飾の 類はほとんどなく、すっきりとした印象の建物で ある。

三井物産株式会社の台北支店として先代のオフィスが建てられたのは1920(大正9)年のことであった。その後、1940(昭和15)年に建て直され、現在のものとなった。

建物はオフィスビルらしく、機能性を重視した 造りである。外壁の色合いも非常に地味なもので ある。しかし、水平に並んだ窓枠と庇、そして、 垂直に切り立った柱模様が幾何学的なデザインを なしている。また、地上からは確認しにくいが、 上部には尖塔のようなものが設けられている。

戦後は長らく、土地銀行が管理者となってきたが、ここ数年来、店舗としては使用されていなかった。現在は国立台湾博物館の管理下に入り、今後の整備が進められていく予定だという(続く)。



旧三井物産台北支店。現在は店舗としては使用されていない。オフィスビルらしい機能性を重視した建物だった。

#### 台湾台湾内政、日台関係をめぐる動向(2011年7~8月)

# 藍軍の分裂と民進党の副総統候補の指名

石原忠浩(台湾・政治大学国際関係センター助理研究員) (元(財)交流協会台北事務所専門調査員)

2000年以降、台湾の政党政治において国民党とはライバルであり、また友党でもあった親民党が次期立法委員選挙において独自候補を 10 名発表するなど国民党は 15 選挙区前後で分裂選挙を余儀なくされる見込みとなった。また宋楚瑜親民党主席が、9月上旬に条件付きながら次期総統選への出馬を表明した。民進党陣営は、蔡英文主席が政策綱領を公表したが、従来の主張を超える内容ではなかった。蔡主席は、9月9日に次期総統副総統選挙の副総統候補に蘇嘉全秘書長を指名した。日本の野田内閣発足に対し、台湾でも大きく報道され期待と関心の高さを伺わせた。

#### 1. 藍軍協力問題:親民党の動きを中心に

台湾政治において表面上は国民党の友軍とされてきた親民党が立法委員選挙の小選挙区で独自候補を擁立し、更には宋楚瑜主席が条件付ながら、総統選挙への出馬を表明するなど、選挙戦に大きな変化が現れた。

## (1)親民党が立法委員選挙(小選挙区)で独自 候補を擁立へ

次期総統選挙で再選を目指す馬英九総統にとって、最大のライバルとなるのは野党民進党の蔡英文主席であることは論を待たないが、敵と戦う前に国民党内部、親民党、新党といった友党も含めた藍軍(泛藍)の支持を固めることは非常に重要である。前回の総統、立法委員選挙では、馬英九ブームともいえる追い風が吹いていたこと、議会選挙の小選挙区制度への移行もあり、友党の親民党、新党は離島地域の選挙区を除き小選挙区にはほとんど独自の候補を立てず、改選時に現職委員であったの親民党籍立法委員は国民党に入党し、国民党候補として選挙に出馬する戦略を選択し

た。

しかしながら、馬英九政権の施政が台湾住民の十分な期待に応えていないという世論の不満から、立法委員補選、2009年の地方選挙などで国民党は苦戦を強いられ、昨年の直轄市長選挙では、現有議席(台北、新北、台中)を確保したものの得票率では民進党に後塵を拝したことは記憶に新しい。

次期国政選挙まで半年を切る段階になり、藍軍内部の不協和音、特に宋主席が率いる親民党と国民党の矛盾、軋轢が際立つようになった。昨年の直轄市長選挙では高雄市長選挙において、国民党候補に勝ち目がなかったとはいえ、宋主席は友党の国民党候補ではなく、民進党を離党して無所属で出馬した楊秋興高雄県長(当時)を支持したことで、実情はともかく表面上は協力体制を誇ってきた藍軍の団結に大きく影を残した。1

(9月上旬の段階でウイキリークスから提供された公電にて台湾要人が米国関係者に語った暴露話は、政局、次期総統選挙にも影響を与える可能性があるところ、次号でその発展を述べたい。)

2011 年初頭に、当時の金溥聰国民党秘書長が宋

氏を誹謗罪で告訴するなど関係が悪化した国親関係に対し、藍軍系メデイア、関係者は早急に国親党首会談である「馬宋会談」の実現を呼びかけたものの、諸処の理由から実現せず今日に至る中で、双方の関係者からはマスコミを通じて批判合戦をする泥試合が演じられてきた。

7月に入ると親民党の動きが活発化し、同党関 係者から親民党の立法委員選挙にかかる独自候補 の擁立、宋主席自身の出馬の可能性を幕僚が示唆 するようになった。その後も、元親民党立法委員 で 2009 年の花蓮県長選挙で国民党候補を退けた 傅崑萁花蓮県長が宋主席の花蓮選挙区からの出馬 を呼びかけたり<sup>2</sup>、長く不仲とされてきたが最近 関係を修復したとも言われる李登輝元総統がマス コミに対して「宋楚瑜は政界で大きな役割を担う ことに期待する」と発言するなど、古くて新しい 話題でもある非国民党、非民進党の「第三勢力」 結集への動きかとの憶測も生まれた。3 更に、宋 主席は一貫して馬英九総統の姿勢を批判する反国 民党の論調の『自由時報』紙の独占インタビュー を受け、立法委員選挙の選挙区、比例区への出馬 については、親民党が3議席を確保すれば議会で 一定の存在感を示せると述べ自身の出馬について も否定しなかった。また総統選挙についても最新 の世論調査では自分への支持率が10%以上あり、 多くの関係者が総統選挙への出馬を促していると し、出馬の可能性を排除しないと指摘するなど、 国民党との対決姿勢を明白にした。4

またその一方で、親民党は国民党との次期選挙に関する協力、対話の可能性を完全に閉ざしたわけではないとのメッセージも発し続けた。「馬宋会談」への足慣らしとして、8月上旬に国親両党の秘書長、廖了以氏と金秦生氏の秘密会談が行われ、次期立法委員選挙の協力につき意見交換したものの合意に至らなかったと報道された。5

国親秘書長会談の決裂報道から2日後の8月 10日に親民党は、満を持して次期立法委員選挙の 選挙区候補 10 名を発表した。6 10 名の中には、 現前元職立法委員のほか、現職の台北市、台中市 議(台湾の規定では国政選挙出馬に際して地方議 員を辞職する必要はない。)著名作家の李敖氏、マ スコミ関係者など一定の知名度を有する人物の名 前が連なった。『聯合報』は親民党の 10 名の公認 候補の他にも、国民党に近い新党系、無所属候補 も含めると 15 選挙区で国民党は分裂選挙を強い られると分析している。7

秦秘書長は、「親民党は独立した政党であり、民主政治の本質は人民が主となることである」と指摘し、「2000年以降の台湾社会は藍緑(国民党と民進党)の対立に引き裂かれ、変化こそが未来を創造できる」と強調し、「理想、長期的視野を有し、国民に支持される関係者を国会に送り込み、責任ある態度で政府を監督したい」と説明した。

宋主席は、「親民党の使命は国民の政府、民主に対する信頼の回復であり、台湾は『二度目の静かなる革命(二次寧靜革命)』が必要である」と指摘し、「同革命には政府の効率、能力及び産業、農業、国土計画を含む国家の体質を全面的に改造する必要がある」と強調した。また、宋主席は自身の動向については、明言を避けたが、リンカーン、鄧小平、チャーチル、レーガンなど過去の政治家が選挙での敗北、失脚を経て、高齢にもかかわらず最高主導者に登りつめた事例を挙げ、「重要なのは過去の敗選や年齢ではなく、個人の治国能力と奉献する意欲である」と述べたことから、台湾各紙は総統選挙出馬の可能性もあると大きく報じた。8

親民党の動きを受けて、同日国民党は廖秘書長が親民党の主体性を尊重するが、引き続き国親間の実質的な協力関係を促すことを希望するとの声明を発表した。<sup>9</sup> 同秘書長は、現在の台湾の立法委員選挙が小選挙区制度のため藍軍(泛藍)が団結しなければ、他者(民進党)が漁夫の利を得ることとなるので、国親双方で協議の上、統一候補

を決めるよう提案した。また馬主席自身も宋主席 との会談を通じて意思疎通を図る希望を持ってい るとして、親民党に対して党首会談を呼びかけた。

王金平立法院長は、「親民党の議会選挙における独自候補の擁立は、国民党への衝撃は避けがたく、党はしっかり努力して、親民党と交渉しなければならない」と強調した。一方、「漁夫の利」を得ることになると指摘された民進党は、プレスリリース等を通じての正式な意思表明はされず、陳其邁報道官が記者の取材に対し「親民党の立法委員選挙候補擁立により、青軍の分裂は決定的になった」と述べるにとどまった。<sup>10</sup>

記者会見の翌日、テレビのインタビューを受けた宋主席は、「先月よりは総統選挙に出馬する意向は強くなっている」と指摘した。<sup>11</sup> 右に対し、国民党は報道官が引き続き、国親協力の努力を継続すると低姿勢を堅持し、次期選挙への協力を模索するとの立場を表明するにとどまった。<sup>12</sup>

親民党の議会選挙候補の擁立は、台北市3、台中市2、台南、高雄、金門、山地、平地原住民各1となっているが、台南を除けば殆どの選挙区で藍軍系の得票率が緑軍系のそれを大幅にリードする強い選挙区であり、勝算を見込んでの擁立であ

る。

一方、宋主席の狙いは、同記者会見における言及が国会(立法院)に多く割かれ、総統選挙に出馬しても当選する可能性は極めて低いことを踏まえた現実的な考慮から、本当の狙いは総統ではなく議会選挙にあるのではないかとの指摘がされた。<sup>13</sup> 実際に、政党得票率で5%を確保し比例区議席での獲得がなされれば、国民党の議席減と民進党の議席増が期待でき、国民党の議会運営に関しキャステイングボートを握ることになる。その一方で、『聯合報』は社説で宋主席の真の目的は、総統選挙への出馬で(自身の当選よりも、蔡英文を助けることになることを承知で)馬総統を引きずりおろし、国民党の立法委員選挙の議席の大幅減を狙ったものとの指摘がされ、その動向を厳しく批判する論調も見られた。<sup>14</sup>

こうした流れを受けた中で8月中旬から下旬に 実施された『聯合報』による世論調査では、「双英 対決」の場合は馬44%蔡36%と前月調査との比 較で大きな差はなかったものの、宋主席が出馬し たと仮定した調査では馬38%蔡31%宋15%とい う結果となった。<sup>15</sup> 馬と宋は、イデオロギー的に は台湾独立に反対することを基調とした藍軍の政

調査日	馬英九	蔡英文	宋楚瑜
7.10-13	44%	37%	_
8.11-14 (馬蔡対決)	44%	36%	_
8.11-14 (三人対決)	38%	31%	15%

表1 聯合報による総統候補の支持率調査

資料元:「聯合報民調 馬 38% 蔡 31% 宋 15%」『聯合報』(2011 年 8 月 15 日) 頁 1。

表 2 TVBS による総統候補の支持率調査

調査日	馬英九	蔡英文	宋楚瑜
7.21	38%	36%	13%
8.15	39%	35%	16%
8.30	40%	32%	17%

資料元:「總統大選與統獨國族認同民調」『TVBS』(2011年8月30日) http://www1.tvbs.com.tw/FILE\_DB/PCH/201108/mcq69ajqc7.pdf 治家であるが、宋主席の支持は、馬総統の支持者だけでなく蔡主席の支持にも食い込んでいることが明白になった。宋主席の動向に関しては立法委員選挙に関しても影響があり、親民党の政党別支持率は、比例区議席獲得の最低基準である5%に達したという結果となった。<sup>16</sup> また同時期に実施された『TVBS』テレビの世論調査でも馬蔡宋の順位、支持率は大同小異であるが、宋氏の支持率が若干伸びているのが注目を引いた。<sup>17</sup>

藍軍内部の駆け引きに対し、民進党関係者は親民党の動向が選挙に与える影響を慎重に見極めている。匿名の民進党関係者は、立法委員選挙に関しては小選挙区制度のため民進党にとって有利なことは疑いないが、総統選挙に関しては宋主席は最終段階で出馬を取りやめることになれば、総統選挙では藍軍支持者はいずれも馬に投票することが予測され、民進党にとって必ずしも有利には働かないとの慎重な見方を示した。<sup>18</sup>その一方で、次期総統、立法委員選挙の実施時期についての設問では台湾民衆の32%が正確に回答し、68%が知らないか間違いの回答であったことを示したように、台湾住民にとって選挙はまだまだ先の話という感覚なのかもしれない。<sup>19</sup>

親民党の動きに対し、国民党が暫時沈黙する対応をとったのに対し、藍軍の友党である新党は郁慕明主席らが宋主席に対し「二度目の静かなる革命とは何か。李登輝と協力して立法院長になりたいのか」<sup>20</sup>、「何を求めているのか、どんな職務に就きたいのか」と問いたて、宋主席の動機に疑義を呈し厳しく批判した。<sup>21</sup> また、同 20 日に建党18 周年の記念党大会を開催した際に、同主席は党員に対し総統選挙では馬総統の再選を支持し、立法委員選挙では自身の出馬も含め新党にも機会を与えるよう訴えた。<sup>22</sup> また国民党内で本土派の重鎮とされる王金平立法院長は、藍軍の大団結を訴え、馬総統再選支持を声高に訴えるなど、藍軍内部では親民党以外には目立った離反の動きは見ら

れない状況である。23

## (2) 宋主席が次期総統選挙に条件付ながら出馬 の意向を表明

9月1日、宋主席は出演した有線テレビの政治 討論番組で無所属候補として総統選挙出馬に必要 な署名活動を始め、100万人以上の署名が集まり、 選挙に十分な資金が集まれば次期総統選挙に出馬 すると表明した。<sup>24</sup> また署名活動は9月22日から開始するとして15日には副総統候補も発表す ると表明した。<sup>25</sup>『中国時報』は、副総統の人選に ついては、李登輝元総統の仲介により2006年に 陳水扁総統の辞任を訴える大衆運動を指揮した施 明徳元民進党主席が有力であるとして、第三勢力 が結集する方向に動いていると報じている。<sup>26</sup>

この動きに対して国民党は、金溥聰・馬英九選 挙事務所執行長は論評しないと回答、頼素如報道 官も「同決定を尊重するが、親民党には大局を重 視してほしい」と述べるにとどまった。民進党陣 営も蔡主席は「宋氏のいかなる決定も尊重する」 とローキーな対応に終始した。<sup>27</sup>

総統副総統選挙にかかる規定によると政党の推薦を得ない無所属候補が総統選挙の出馬資格を得るには有効有権者の1.5%にあたる25万人7695人の署名が必要であると報じている。<sup>28</sup> 宋主席が100万人の署名が集まることを総統選挙出馬の条件に入れたことに対して民進党の立法委員は、「100万人の署名が集まれば、その勢いを駆って出馬へ突き進むことができるが、署名が不調に終われば撤退もできるとし賢明な選択であると評した。<sup>29</sup> いずれにしろ、不確定要素はあるにしろ、次期総統選挙は馬蔡の「双英対決」から、馬蔡宋の三者対決になる可能性が高まった。

#### 2. 総統選挙関連

民進党陣営の動きを中心に政策綱領(十年政綱)の公表、副総統候補の指名につき解説をする。

#### (1) 民進党の政策綱領の発表

陳其邁民進党報道官は8月15日に「十年政綱」と名づけた同党の中長期的な政策綱領を翌16日以降から順次発表し、24日の中央執行委員会、28日の全国党員大会で正式に採択されると公表した。<sup>30</sup>同綱領の内容は「総綱」と称した総論のほか、国家安全、両岸貿易、雇用、産業、エネルギーなど18項目の内容を含むとされた。各チームは過去1年半の間に100回以上の専門家会議を開催し、蔡主席自身も50回以上の会議で指揮をとったと説明した。陳報道官は右綱領は将来、立法化を通じて諸政策は実施されることになるので、台湾の将来において非常に重要な改造法案となると指摘した。

「十年政綱」は同16日に「財政編」<sup>31</sup>、17日に「地域発展と治理編」<sup>32</sup>、18日に「住宅編」<sup>33</sup>、19日に「教育編」<sup>34</sup>、22日に「総綱(総論)」<sup>35</sup>、そして23日に最も注目を集めた「両岸経済貿易」と「国家安全戦略編」<sup>36</sup>がそれぞれ発表された。発表の形式は、蔡主席と綱領づくりに携わった専門家がソファに座りマスコミと対話する形式で行われた。23日の発表会で日本との関係では「国家安全戦略編」の政策主張部分でアジア太平洋国家との地域協力を強化し、地域の平和を護るとし、地政学、歴史的関係からも台湾と日本は一貫して密接な関係を有しており、日本とは更に関係を深めたいとの言及がされた。

両岸関係に関しては、中国政府が実質上、両岸対話、協議の前提条件として主張している「92年コンセンサス」<sup>37</sup>を受け入れるか否かについての対応が最も注目されたが、蔡主席は「同コンセンサスは存在していないので受け入れるか否かという問題も存在しない」とし、右に代わるものとして「民主的メカニズムを通じて内部のコンセンサスを凝集する『台湾コンセンサス』を形成させる」と指摘したことで、翌日の台湾各紙は、「蔡英文は92年コンセンサスの受け入れを拒否」とし一面

トップで報じた。<sup>38</sup>一方、現政権の両岸関係にお ける大きな進展とされる ECFA (両岸経済枠組協 議)に関しては、「すでに両岸で調印、実施され、 既成の事実であるところ、2012年に民進党政権が 成立した後は、民主的手続きと国際的規範にした がって処理する」と述べ、以前主張していた 「ECFA の存続にかかる住民投票に付す」という 態度には微妙な変化が見られた。39 これらの発言 に関連して馬総統は、蔡主席の右発言に直接呼応 したものではなかったが、中台間で53年前に起 こった軍事衝突「823 砲戦」の地である金門島に おける記念活動での演説で「『92年コンセンサス』 の存在を否定することは両岸関係を不安定にす る」と強調し、安定した両岸関係の運営には、同 コンセンサスの遵守が必要であるとの認識を改め て示した。40 国民党は、荘伯仲文傳會主任委員が 蔡英文の ECFA に対する態度が「全て反対」から、 「現状受け入れ」に変化したとして、「歓迎」する 旨表明した。また、陳以信報道官は「92年コンセ ンサス」の受け入れを拒否したことに関し、蔡主 席は自己の立場だけ語り、中国に対する態度は始 終片思い的なものであり、「92年コンセンサス」 を受け入れないまま両岸関係を推進していこうと 考えるのは国家指導者としてあるべき態度ではな いと批判した。41

筆者は、民進党は次期総統選挙での主要イシューは両岸政策ではなく、内政の中でも経済、社会面の民生イシューを主に取り上げ、現政権の失政を批判するスタイルを取るのではないかと予測していたが、今回の一連の政策綱領の発表後にその思いを更に強くさせた。今年2月に蔡主席は両岸関係のあり方に関して『和解しながら相違点を残す(和而不同)、和解しながら共通点を求める(和而求同)』という曖昧な表現を提出した際には、野党だけでなく与党からもわかりにくいという指摘がされたが、今回も国民党が主張する「92コンセンサス」代わる新たな論述はなく、「和而不同、

和而求同」を引き続き主張した。かかる姿勢に対して、『中国時報』は蔡主席の戦略は両岸政策を曖昧にし、陳水扁が執政していた時代の「法理的独立」を目指す路線を止揚したという指摘がされた。<sup>42</sup> 両岸関係の改善と進展を大きな業績として主張する馬総統に対し、蔡主席はあたかも両岸政策に関する正面対決を避け、「雇用」、「公平社会」、「持続的発展」、「環境保護」、「住宅」など民生問題を前面に打ち出して選挙戦を戦う姿勢を明白にしたが、同選択が吉とでるか否かは注目されるところである。

## (2) 蔡英文主席が副総統候補に蘇嘉全秘書長を 指名

馬総統が5月に呉敦義行政院長を副総統候補に 選出した際、蔡主席は「何故そのように急ぐのか」 と自身の副総統候補(副手)の選出は急がないと して余裕を見せていたが、6月以降、各世論調査 で馬総統との支持率の差が開く中で、党内や民進 党支持者の中からも副総統候補の選出を先延ばし にしていることや、選挙戦略、党務運営に対する 不満が一部関係者から出るようになってきた。元 立法委員の郭正亮氏は、月刊誌へ寄稿した文章で 蔡主席が克服すべき点として「党内派閥に引っ張 られず、理念を持ち党を指導する人、「選挙イシュー の主導」、「両岸関係の現実を正視し、将来の不確 定間を除去する | を掲げた。43 裏返せば、党運営 が派閥闘争の影響を受けて支障をきたし、従来民 進党が得意とされた選挙イシューの設定に関して も後手に回り、両岸関係の論述が曖昧で台湾住民 にも民進党の政権復帰には不安感があると取れ る。これらの不安要素を払拭し、蔡英文陣営の気 勢を高めるものと期待されるのは副総統候補の選 出である。

8月上旬の時点では、28日の全国党員代表大会前に決定されるとの報道が出たが(同大会は台風で延期となった)、9月1日には週刊誌の報道を

カバーする形で大手各紙は蔡主席は李登輝元総統を通じて彭准南中央銀行総裁に副総統候補の職を受け入れるよう説得したが失敗したと報じた。44 右報道により、蔡主席の「副手」選びは戦略的に決定を遅らせているのではなく、意中の人物に首を立てに振ってもらえない事実が浮き彫りになった。蔡主席は当初、彭総裁をはじめ、民進党政権時代の閣僚クラスの経済人、学者、司法界など政治的色彩の薄い人物を標的に物色していたがすべて失敗した結果、蘇貞昌、蘇嘉全といった党内政治人物の可能性が再浮上したと報じられた。45

その後、9月8日に蔡主席は蘇貞昌氏に副総統 候補になり、ともに選挙戦を戦うことを要請した が、自身は立法委員選挙の比例区名簿にも載って いるところ、不適切であり、選挙対策事務所の主 任委員の仕事を全うする必要があるとして断った 旨を記者会見で説明した。蘇氏の拒絶により、当 地マスコミは蘇嘉全秘書長の可能性が高まったと 報じている。9月9日、蔡英文主席は党幹部を伴 い、記者会見を開催し、自身の総統選挙にかかる 副総統候補(副手)に蘇嘉全秘書長を指名した。 同会見で蔡主席は、「蘇秘書長は戦え、勇気があり、 爆発力のある候補者である。今日蘇秘書長を副手 に指名したことは、中部台湾の民進党の気勢を高 め、選挙情勢にプラスになる」と語った<sup>46</sup>。指名 を受けた蘇秘書長は、「民進党にとって次期選挙 を必ず勝てる選挙であり、また台湾住民の真因を 必ず獲得することができ、如何に困難なことが あっても自分は蔡主席を補佐することができる」 と強調した<sup>47</sup>。

民進党が「蔡蘇ペア」(勝利者(贏家)」の音と似ている「英嘉」ペアとの呼び方もされている)を正式に決定したことに対し、馬主席、廖秘書長などから正式な声明は出されていないが、匿名の国民党幹部は右ペアは「意外ではない」と平静を装い、民進党が決戦は中部台湾と強調したのに対し、「(国民党は)中部台湾をしっかりと守り、南

台湾こそが決戦の地である」が、国民党の既定策略であるとして、相手の言動に惑わされず自らのペースで選挙戦に臨む姿勢を強調した<sup>48</sup>。

こうした次期総統選挙4ヵ月前になって、国民 党の馬英九呉敦義ペアに民進党の蔡英文蘇嘉全ペ アが挑む対決の構図が整った。

#### (3)「首投族」をめぐる与野党の攻防

次期総統選挙の趨勢は拮抗しているが、20 - 29歳の青年層は与野党にとって支持獲得を目指す重点対象となっている。政府が今年6月に公表した統計に依拠すると20 - 29歳の青年層は343万人であり、その中で今回初めて投票権を得た「首投族」は約128万人いるとされている。49

これらの層に対し馬、蔡両陣営はともに大学を中心としたキャンパスに深く入り込む策略を採るだけでなく、多様な方法を駆使して青年層の支持を得ようと努力している。

馬陣営は、再選をめざすにあたり若年層の支持の獲得は「双英対決」の重点とみなしており、同陣営は積極的に馬総統にキャンパスで若者と接する機会をアレンジしているほか、インターネットなど「新媒体(メディア)」に照準を絞り、選挙にかかる動員の効果を発揮することを期待している。50 具体的には、馬選挙事務所は4月以降、平均して週1校以上大学を訪問し、青年らと対面し、彼らとの距離を近づける方策を採っている。

表3は総統府と民進党のホームページを元に馬 英九、蔡英文両名が今年の3-6月の間に大学(一 部高校もあり)を訪問し、座談会、卒業式などの イベントに参加したものをまとめたものである。 馬総統は公職の関係上、公務として、学校行事に 呼ばれて挨拶などをすることは普通ではあるが、 それ以外にも積極的にキャンパスに入り込んで若 者に対し自らの施政や理念を訴える姿勢が伺え る。民進党陣営も蔡主席は公的な肩書きは無いも のの講演という形で台湾全島を廻り若者と対話を

表3 馬英九、蔡英文の青年を対象とした活動への出席状況

	馬英九		蔡英文	
3月	大学訪問	2	大学訪問	4
	青年交流活動	1		
4月	大学訪問	5	大学訪問	4
4月	青年交流活動	_		
5月	大学訪問	6	大学訪問	3
	青年交流活動	2		
6月	大学訪問	7	大学訪問	9
	青年交流活動	2	八子前问	4

資料元:総統府ホームページ、民主進歩党ホームページから整 理。

重ねている。

選挙戦の当初は、「若年層の支持が多いのは蔡 英文」という指摘が各世論調査でなされたが、最 近の世論調査では大きな変化がみられる。9月上 旬に実施した自由時報による世論調査では、支持 率は二強対決の場合は馬36.87、蔡33.92、三人対 決の場合は馬31.46、蔡28.23、宋14.68と他機関 の調査と比べて大同小異である一方で、20-29歳 の支持率調査では馬41.86、蔡31.40と馬総統が 10ポイントも上回る結果が出ており、馬陣営の努 力の成果がでたものと指摘できる。<sup>51</sup>

夏休み期間中、蔡陣営はインターネットを利用した方法で支持の拡大を広げる策略を採るが、9月以降の新学期にはキャンパスを巡回し、青年たちと座談会を開催し対話を重ねることで支持獲得を狙っている。52 また同陣営は、今選挙での主要な選挙主張の一つである「貧困に対抗(対抗貧窮)」との選挙主軸に関連した、「就学ローン」、「住宅ローン」、「消費者債務処理」などにかかる法案の推進を準備し、若者に間にも顕著に見られる「格差」の縮小などに絞り、青年層の支持獲得を企図している。

過去の選挙でも若者は、理想、希望を与える候補者に惹かれる傾向があるとされ、2000年の総統選挙では、(当時は)清心なイメージを有していた陳水扁氏が若年層の強い支持を得たことは記憶に

新しく、「首投族」を巡る攻防は選挙戦を観察する 上で違った趣を与えるはずである。

## 3. 陳水扁前総統の裁判:国務機密費にかかる 差し戻し審判決で無罪

陳水扁前総統は昨年11月、土地取引に絡む収賄事件で懲役11年、人事にかかる収賄で懲役8年の実刑判決を受けて昨年12月から収監されているが、その際に機密費とマネー・ロンダリングの裁判に関しては控訴審に差戻されていた。8月26日、台北高等法院は差し戻し審で同事案での「汚職」に関しては無罪判決を下した。一方、文書偽造とマネーロンダリングに関しては計2年8ヶ月の判決を言い渡し、翌日の台湾各紙は一面トップで報じた。53

## 4. 日台関係:民主党代表選挙と野田佳彦内閣 の成立

菅直人総理の辞任に伴い、実施された民主党の 党代表選挙に関し、当地メデイアは「5人での争い」、「日本の世論調査では前原前外相がリード」 と報じるなど関心の高さを示していた。8月29 日に実施された代表選挙についても、決選投票の 末、野田財務相が海江田経済産業相を逆転し、新 代表に就任し、次期総理大臣に内定したとの事実 関係の流れを翌日の一面で大きく報じた。54

台北駐日経済文化代表処の陳調和副代表は『中央社』のインタビューに対し、「野田総理は日台議員友好連盟の会員であり、また日台安保経済研究会の会員でもあり、過去には台湾の国慶節などのイベントにも参加するなどは台湾と良好な関係を維持しており、総理の交代で日台関係が大きく変わることはないであろう」と指摘した。55

『自由時報』紙は、写真付きの記事で野田総理は日本において5年間で6人目の総理であるが、その先行きは楽観できない情勢であるとの分析をしたほか<sup>56</sup>、海江田経産相の敗北は、小沢時代の終を意味すると指摘するなど日本政局に対する関心の高さも伺えた。<sup>57</sup>

9月2日に野田内閣が正式に発足するとその顔ぶれに対し、前述の陳副代表は、「野田内閣には4名の日華議員懇談会のメンバーがおり、台湾とは良い関係を維持できるであろう」との見通しを語った。<sup>58</sup>3日の朝刊では、野田内閣の課題は東北大震災からの復興と福島の原発事故の処理にあると紹介する一方で<sup>59</sup>、閣僚メンバーが若返ったこと、台湾人を父に持つ蓮舫参議院議員が行政刷新担当の大臣に留任したことなどを詳細に報じた。<sup>60</sup>

<sup>1</sup> ウイキリークスが公開した文書によると 2007-8 年当時、朱立倫新北市長 (当時桃園県長)、王金平立法院長などが米国在台湾 事務所 (AIT) 関係者に藍軍内部の複雑な権力闘争を赤裸々に語っている。「維解爆料 朱立倫:王金平曾邀當副手」『聯合報』 (2011 年 9 月 7 日) 頁 1。

<sup>2 「</sup>傅崑萁:老宋,請來花蓮選立委」『聯合報』(2011年7月18日)頁4。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「李登輝:宋楚瑜優秀應該做大一點」『聯合報』(2011 年 7 月 18 日) 頁 4。

<sup>「</sup>親民黨主席宋楚瑜:2012 我一定參選」『自由時報』(2011 年 7 月 25 日) 頁 5。

<sup>5 「</sup>國親秘書長密會 立委提名喬不定」『聯合報』(2011年8月8日)頁4。

<sup>6</sup> 親民党ホームページ「親民黨第一波立委提名新聞稿」(2011 年 8 月 10 日) http://www.pfp.org.tw/news/news\_detail.php?gid = 1&id = 1292&p = 1635 2011 年 8 月 13 日にアクセス。

<sup>7 「</sup>親民黨立委提名今公布 10 人名單 泛藍 15 地同室操戈」『聯合報』(2011 年 8 月 10 日) 頁 1。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 「選總統?宋:羨幕鄧小平、雷根」『中國時報』(2011年8月11日)頁4、「再選總統?宋:給我時間考慮」『自由時報』(2011年8月11日)頁4。

 <sup>9</sup> 中国国民党ホームページ「廖秘書長:國親合作,共推候選人」(2011年8月10日) http://www.kmt.org.tw/hc.aspx?id = 32&aid = 6271 2011年8月13日にアクセス。

- 10 「馬:尊重親民黨 仍盼共同推參選人」『自由時報』(2011年8月11日)頁4。
- 11 「宋:參選總統意願比七月高一點」『中国時報』(2011 年 8 月 12 日) 頁 6。
- <sup>12</sup> 中国国民党ホームページ「賴素如: 國民黨繼續努力, 回應多數選民期待」(2011 年 8 月 11 日) http://www.kmt.org.tw/hc.aspx? id = 32&aid = 6276 2011 年 8 月 14 日にアクセス。
- 13 「務實的宋省長 準備當宋立委」『聯合報』(2011 年 8 月 11 日) 頁 4。
- <sup>14</sup> 「宋若不選總統,為何立委烽火提名?」『聯合報』(2011 年 8 月 15 日)頁 2 。
- <sup>15</sup> 「聯合報民調 馬 38%蔡 31%宋 15%」『聯合報』(2011 年 8 月 15 日)頁 1。
- $^{16}$  「不分區政黨票 親民黨跨 5 %門檻」『聯合報』(2011 年 8 月 15 日)頁 4 。
- <sup>17</sup> 「總統大選與統獨國族認同民調」『TVBS』(2011 年 8 月 30 日)http://www1.tvbs.com.tw/FILE\_DB/PCH/201108/mcq69ajqc7. pdf 2011 年 9 月 4 日にアクセス。
- 18 「橘參選 綠評估:立委有利 總統難講」『中国時報』(2011 年 8 月 12 日) 頁 6。
- 19 「1月投票僅32%知道」『聯合報』(2011年8月15日)頁4。
- 20 「郁慕明批宋:與李結合 相當院長」『中国時報』(2011年8月17日)頁4。
- <sup>21</sup> 「郁慕明 4 問 宋楚瑜你要什麼 | 『聯合報』 (2011 年 8 月 19 日) 頁 6。
- <sup>22</sup> 「郁:新黨要『二次撥亂反正』」『中国時報』(2011 年 8 月 21 日) 頁 2。
- $^{23}$  「旗幟鮮明 王金平不一樣了」『聯合報』(2011 年 8 月 23 日)頁 2 。
- 「宋表態有條件參選總統」『聯合報』(2011年9月2日)頁1、「連署破百萬就選總統宋單挑馬英九」『自由時報』(2011年9月2日)頁2。
- <sup>25</sup> 親民党ホームページ「連署公告」http://www.pfp.org.tw/news/news\_detail.php?gid = 1&id = 1300&p = 1643
- $^{26}$  「第三勢力推動 宋楚瑜 施明德搭配選總統」『中国時報』(2011 年 9 月 2 日)頁 1 。
- 27 「藍:盼以大局為重 綠:藍玩火自焚」『自由時報』(2011年9月2日) 頁2。
- <sup>28</sup> 「參選總統 連署門檻 25 萬 7695 人」『自由時報』(2011 年 9 月 2 日)頁 2 。
- $^{29}$  「敵軍観火 連署測水溫 綠營:高招!」『聯合報』(2011 年 9 月 2 日)頁 3 。
- 30 民主進歩党ホームページ「《十年政綱》將出爐, 陳其邁:下一階段台灣重要改造綱領」(2011 年 8 月 15 日) http://www.dpp.org. tw/news\_content.php?sn = 5215 2011 年 9 月 1 日にアクセス。
- <sup>31</sup> 民主進歩党ホームページ「『十年政網 財政與稅制篇』媒體座談會\_蔡英文:政府要有財政責任感,強化國家理財及債務控管能力」(2011 年 8 月 16 日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5218 2011 年 9 月 1 日にアクセス。
- 32 民主進歩党ホームページ「『十年政綱 區域發展與治理篇』媒體座談會\_蔡英文: 讓地方政府有財政自主,主導地方經濟發展」(2011年8月17日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5235 2011年9月1日にアクセス。
- 33 民主進歩党ホームページ「「十年政綱 住宅篇」媒體座談會 張景森:建立公平、合理、現代化的不動產」(2011 年 8 月 18 日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5243 2011 年 9 月 1 日にアクセス。
- $^{34}$  民主進歩党ホームページ「十年政綱「教育篇」媒體座談\_蔡英文:推動十二年國教 8 年內達到「全面免試」」(2011 年 8 月 19 日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5249 2011 年 9 月 1 日にアクセス。
- 35 民主進歩党ホームページ「發布十年政綱 蔡英文:強化台灣、凝聚共識」(2011年8月22日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5257 2011年9月1日にアクセス。
- 36 民主進歩党ホームページ「十年政綱『國家安全、兩岸經貿篇』媒體座談 蔡英文:尋求戰略互利,和世界一起走向中國」(2011年8月23日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5261 2011年9月1日にアクセス。
- 37 馬英九総統の主張は「92 年コンセンサス」とは「1 つの中国を各自がそれぞれ述べる(一中各表)」との立場を取っており、台湾にとっての「1 つの中国」とは中華民国を指している。中国政府は「92 年コンセンサス」の中身については「一つの中国原則」公の場でほとんど言及していないが、従来の立場は「海峡両岸はともに一つの中国原則を堅持する」である。拙稿 「馬英九政権の対中国政策―両岸関係の改善と今後の課題―」『問題と研究』(2008 年 10.11.12 月号)頁 42-43。
- <sup>38</sup> 「蔡英文公布政綱 拒絕九二共識」『中国時報』(2011 年 8 月 24 日) 頁 1、「蔡:無 92 共識 推臺灣共識」『自由時報』(2011 年 8 月 24 日) 頁 1、「蔡英文:九二共識不存在」『聯合報』(2011 年 8 月 24 日) 頁 1。
- <sup>39</sup> 「蔡英文: ECFA 既成事実 循民主程序処理」『中国時報』(2011 年 8 月 24 日) 頁 2、「小英: 執政後完整評估 ECFA」『自由時報』(2011 年 8 月 24 日) 頁 3。
- $^{40}$  「馬英九 推翻九二共識 兩岸陷不確定狀態」『中国時報』(2011 年 8 月 24 日)頁 3 。
- <sup>41</sup> 中国国民党ホームページ「蔡英文兩岸政策像月亮,初一、十五不一様」(2011 年 8 月 23 日) http://www.kmt.org.tw/hc.aspx? id = 32&aid = 6328 2011 年 8 月 26 日にアクセス。
- 42 「模糊兩岸政策 蔡揚棄扁戰法」『中国時報』(2011 年 8 月 24 日)頁 2 。

- <sup>43</sup> 郭正亮「蔡英文的有利情勢面臨考験」『中国評論』(2011 年 8 月号)頁 22。
- 44 「蔡英文求助李登輝遊說 彭淮南再拒副手」『聯合報』(2011年9月1日)頁1。
- 45 「蔡英文夢幻副手破局 雙蘇可能逆轉」『聯合報』(2011年9月1日)頁3。
- <sup>46</sup> 民主進歩党ホームページ「『英嘉配』出線 葬英文:打造不一様的台灣」(2011年9月9日) http://www.dpp.org.tw/news\_content.php?sn = 5353 2011年9月9日にアクセス。
- <sup>47</sup> 民主進歩党ホームページ 「出任葬英文副手 蘇嘉全:一定打贏選戦 (2011 年 9 月 9 日) http://www.dpp.org.tw/news\_content. php?sn = 5324」2011 年 9 月 9 日にアクセス。
- $^{48}$  「藍:固守中台 決戦南台」『聯合報』(2011 年 9 月 10 日)頁 2 。
- $^{49}$  「明年大選首投族 128 萬票」 『自由時報』(2011 年 8 月 1 日) 頁 5
- 50 「馬英九 與青年有約鎖定新媒體」『自由時報』(2011年8月1日)頁5
- <sup>51</sup> 「本報民調 馬 36.87% 蔡 33.92%」『自由時報』 (2011 年 9 月 8 日) http://www.libertytimes.com.tw/2011/new/sep/8/today-fol.htm 2011 年 9 月 9 日にアクセス。
- 52 「蔡英文 九月第二波校園再巡回」『自由時報』(2011年8月1日)頁5。
- $^{53}$  「更一審大逆轉 國務費案判無罪 扁笑了」『中国時報』(2011 年 8 月 27 日)頁 1 。
- $^{54}$  「新日相 野田佳彦出線」『自由時報』(2011 年 8 月 30 日)頁  $^{1}$  、「野田佳彦當選日民主黨魁 將成新首相」『中国時報』(2011 年 8 月 30 日)頁  $^{1}$  。
- <sup>55</sup> 「日本新首相 野田佳彦出線」『中央社』(2011 年 8 月 29 日)http://www2.cna.com.tw/SearchNews/hyDetail.aspx?qid = 201108290155&q = %e9%87%8e%e7%94%b0 2011 年 8 月 31 日にアクセス。
- $^{56}$  「日相 5 年 6 換恐也坐不穩」『自由時報』(2011 年 8 月 30 日)頁 9 。
- 57 「解讀新聞 奪權三度敗北 小澤玩完了」『自由時報』(2011年8月30日)頁9。
- <sup>58</sup> 「日新內閣起跑 台日關係穩定」『中央社』(2011 年 9 月 2 日)http://www2.cna.com.tw/SearchNews/hyDetail.aspx?qid = 201108290155&g = %e9%87%8e%e7%94%b0 2011 年 9 月 3 日にアクセス。
- $^{59}$  「日新相新政 野田重建內閣啟動」 『自由時報』(2011 年 9 月 3 日) 頁  $^{12}$ 。
- 60 「內閣年輕化 拼經濟搏重建」『自由時報』(2011年9月3日)頁12。

#### コラム:日台交流の現場から

# 台湾 ~ これほど親日とは!

(財) 交流協会台北事務所 総務部長 岡田 健一

8月10日の着任以来、ちょうど1か月が経ち、ようやく落ち着きだした最近です。日本本土より遥かに南にある台湾はさぞや秋の訪れは遅いのかと思いきや、最近は、朝夕は涼しくなり、早くも秋の気配を感じます。その一方で、今も日本は残暑で30度を超える日々が何日も続くとの報道を耳にすると、そういえば夏の間も、日によっては東京の気温よりも台北の気温の方が低い日もあったなと不思議な気持ちになります。

さて、台湾に着任する前も、台湾は親日的だということは、自分でも頭ではわかっていたつもりでしたし、また、今回もいろいろな方から日本を発つ前に数多くのエピソードを教えてもらっていたのですが、しかし実際に着任してみると、「これほど親日とは!」というのがいつわらざる実感です。台湾の親日の程度は自分の想像をはるかに超えていたのです。

もちろん、台湾の方は、一般的に人情味があり、 相手の国籍を問わず親切なのだと思いますが、限 られてはいますが自分の経験でも、とても親切に 対応していただいています。特に、年配の方は、 我々日本人よりもむしろエレガントな日本語で、 優しく応対してくださります。単に日本が好きと いうのではなく、日本に期待し、日本を応援して くださるのです。本当の友人しかできない良い意 味での叱責をしてくれるのも日本に対する本当に 暖かい気持ちを持っておられるからこそだと思う こともあります。また、若い方も、主として日本 の文化に共感されてでしょうか、日本に強い関心 を持ち、日本が好きと言い切ってくださる方も少 なくありません。ある真夜中、タクシーに乗った ら、日本の歌が流れていたので、20歳過ぎにしか 見えない運転手さんに、「日本語の歌ですね。お 好きなのですか。」と中国語で聞いたら、「えんか、 すきです。にほん、すきです。」という日本語の答 えが返ってきました。ラジオではなく、テープで 聞いておられたようです。そのあと 10 分くらい 中国語で雑談しましたが、目的地について降りる ときには、楽しく話せたといって、運転手さんは 料金を相当まけてくれました。

街を歩いていても、とにかく、日本が目につき ます。まず、交流協会台北事務所の周りにも何軒 も日本関連のレストランがありますが、着任当日 は、当事務所の近辺だからそうなのだろうくらい にしか思っていなかったのです。しかし、2~3 日して、若者が集まる渋谷のセンター街みたいな ところにぶらっと出かけてみたら、そんな場所で も、すごい密度で日本関連の店がありました。伝 統的日本料理店あり、回転寿司あり、とんかつ屋 あり、ラーメン屋あり、さらには沖縄料理の屋台 あり、実はもっとあったのですが、もう思い出せ ません。こういった店が、繁華街に、隣同士とま では言えないものの、すごい密度で入っているの です。ほんとうにびっくりしました。また、2週 間後に住むことが決まったマンションから事務所 まで徒歩 15 分程度の距離ですが、日本式しゃぶ しゃぶの店3軒、ラーメン屋1軒、創作日本料理 2軒、回転寿司1軒、支店が銀座などにあると書 いてある日系のコーヒーショップ1軒、日本式パ ン屋さん2軒とすごい数の店が、その短い道筋に あるのです。さらに、レストランだけでなく、歯 医者の看板には日本の某大学歯学部卒業というこ とを書いているものもあれば、日本の国家試験合

格と書いているものもあります。日本は、世界中で広く受け入れられていると思いますが、ここまで深く受け入れてくれるところも、ほかにはあるまいというのが正直な感想です。

お店に入っても、また、そういう世界があります。住んでいるマンションの近くにあるスーパーでは、日本の商品が「日本で研究開発」といった表示付きで、ところせましと並んでいます。小間物屋さんでも、たわしや洗濯バサミにまで、台湾製の品物なので大半の説明や商標は中国語でが、日本語で「きれいで清潔」とか「安心して使える」といったコピーが少し付されています。テレビをつけても、日本語音声をそのまま CM で流している日本製品の映像がいくつも流れます。それほど、日本、日本語というものに台湾の人々がポジティヴな印象を持っておられるということなのでしょう。

そう考えてくれば、今回の大震災に対して台湾から約200億円もの義捐金が届いたことも少しは分かるような気がします。日本の人口は台湾の5倍、日本の一人当たりGNPは台湾の2倍という大雑把な計算をすると、台湾の人々が200億円を送ってくれたということは日本が2000億円を近隣国の災害に送ったということに等しいわけです。そのようなことを我々日本人ができるだろうかということを考えると、どれだけ台湾の方が日本に気持ちを寄せていただいたかということに思いが至り、ありがたさで胸が熱くなります。

台湾に足を運ばれたことのない方、是非、一度 お越しください。日本のすぐそばに、これほど日 本のことを思ってくださる方々がいるのです。ぜ ひ、日台の絆が更に一層温かく強固なものになっ てほしいと願ってやみません。自分も微力をつく したいと考えていますので、皆様の御指導御鞭撻 を是非よろしくお願い申し上げます。

# 編集後記

交流協会本部事務所が入居しているビルは、若者の街、六本木にありますが、この街の環境が日々 悪化しております。出勤時間帯の午前9時だというのに、夜通し遊んだと思しき男女達が路上で屯 して奇声や嬌声をあげたり、千鳥足でふらついていたりと誠に見るに堪えない有様です。また歩道 の汚れも酷く、交差点辺りは足の踏み場もないほどに食べ物や空き缶、ペットボトルなどが散乱し、 情けないことに時には酔いつぶれて、そのゴミの山の中で寝込んでいる者さえいます。

「…最近の若い奴は…」と、四千年前のエジプトの絵文字にも同様の記述があるそうですので、これは、古今東西を問わず老人の屈折した若者への嫉妬の枕詞なのかも知れません。

今夏の暑くて長い夜、眠れない腹立たしさもあって、つい、この詞を呟いて、日本人の「公徳心の恢復」について考えてみました。

日本人が初めて手にした書物は、記紀によると「論語」であったそうで、爾来、日本の教育は一貫して論語が基盤となり、他の書物に毒されていなかっただけに日本人は世界で一番由緒正しい儒生となって、卓越した倫理観と潔癖性を有するようになった。と、昔々漢文の先生から習いましたが、若干の疑問を抱きつつも当時は感動したものでした。

また、バチカンの記録には、日本へ派遣した宣教師から「任地は平和で親子兄弟相睦まじく、貧しくとも着ているものは清潔で、街の隅々までにも塵一つ落ちていない。これほど心豊かな人々に本当にキリスト教の布教が必要なのか?」との疑問が本山へ投げかけられたそうです。これなど、昔の日本の教育が、いかに素晴らしかったかを物語っています。

然るに、このような立派な御先祖様の末裔達が、今日、なんという体たらくでしょうか。 諸々の原因が考えられますが、学齢期の倫理・道徳=論語教育の欠如にあると考えます。

現在、義務教育では「古典に親しむため」の指導要領のもとに、漢文では杜甫、李白等の詩の二、 三首だけで済ませており、論語が記載されている教科書は極希だそうです。

邦家史上屈指の儒者であり、偉大な教育者でもあった伊藤仁斎は、論語を宇宙第一の書と称え、特に「・・朋有り遠方より来たる・・」の開巻冒頭の短文は、論語の全篇が凝縮されている所謂「小論語」であり、最も重要で別格のものであると力説しています。

「公徳心の恢復」の第一には、漢文の授業時間を増やし、これまでの漢詩の他に、この論語の開巻 冒頭を全学童に教えるべきだと思います。第二には、台湾では学童の修学旅行は、台南の孔子廟へ の参廟が一般的だそうですが、我が国にも旧幕藩からの孔子廟が各地にありますので、遠足の際に 訪れさせれば、より効果的です。第三には、私も猛省しておりますが、どんなに面倒でも家庭内で の教育を疎かにしないことが肝要です。

孔子生誕2563年、美しく思いやりに満ちた世の中になることを願って止みません。

(経理部長 松浦 和雄)

# **交流** 2011年9月 vol.846

平成23年9月26日 発 行

編集・発行人 井上 孝

発 行 所 郵便番号 106-0032

東京都港区六本木3丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

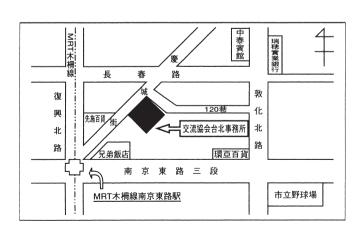
財団法人 交流協会 総務部

電 話(03)5573-2600

FAX (03) 5573 – 2601

URL http://www.koryu.or.jp

表紙デザイン:株式会社 丸井工文社 印 刷 所:株式会社 丸井工文社

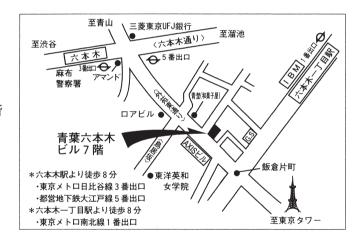


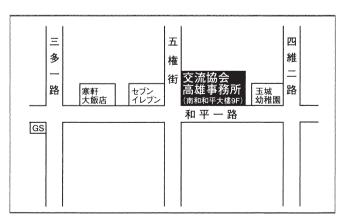
台北事務所 台北市慶城街 28 號 通泰大樓 Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st,,Taipei

電 話 (886) 2-2713-8000

FAX (886) 2-2713-8787

URL http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3 contents.nsf/Top





高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号

南和和平大樓9F

9F, 87 Hoping 1st. Rd.,Lingya Qu,kaohsiung Taiwan

電 話 (886) 7-771-4008 (代)

FAX (886) 2-771-2734

URL http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3. contents.nsf/Top

